

# 令和6年第3回

# 定例会会議録

## 会 期

令和6年9月6日（金）から  
令和6年9月25日（水）まで

## 会 議 日

令和6年9月6日（金）  
令和6年9月12日（木）  
令和6年9月25日（水）

**東串良町議会**

## 令和6年第3回東串良町議会定例会（第1号）

開 会 令和6年9月6日 午後 1時30分  
散 会 令和6年9月6日 午後 2時 7分

### 出席議員（10人）

1番 上池勝彦	2番 小川香織
3番 児玉勇治	4番 瀬戸山譲一
5番 牧原完治	6番 西園貞美
7番 前田隆	8番 上園ミキ
9番 宮地利雄	10番 田之畑稔

### 欠席議員（0人）

### 会議録署名議員（会議規則第127条）

1番 上池勝彦                      2番 小川香織

### 職務のため出席した者の職・氏名

事務局長      浜屋啓子                      書記      清瀧美東士

### 地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおりである。

町長	宮原順	住民課長	有嶋義昭
副町長	大園保広	企画課長	中島孝一
教育長	金久三男	まちづくり推進課長	上原久
会計管理者	前田秀一	農地課長兼農業委員会事務局長	上野勝志
総務課長	江口勝志	管理課長兼学校給食共同調理場所長	中小野田輝幸
農林水産課長	瀬戸山雅樹	社会教育課長	吉留潤一郎
福祉課長	倉ヶ崎和治	総務課長補佐	上野史生
税務課長	西田博文	代表監査委員	坪山勝
建設課長	寺園竜二		

議事日程	別紙のとおり
会議に付した事件	議事日程のとおり
会議の経過	別紙のとおり

## 議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 発委第 3号 東串良町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第 5 発委第 4号 東串良町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 7 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 8 議案第40号 郵便切手、郵便はがき、印紙及び証紙購入基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第41号 東串良町農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 10 議案第42号 東串良町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 11 議案第43号 令和 6 年度東串良町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 12 議案第44号 令和 6 年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 13 議案第45号 令和 6 年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 14 議案第46号 令和 6 年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 15 議案第47号 令和 6 年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 16 報告第 2号 令和 5 年度東串良町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第 17 認定第 1号 令和 5 年度東串良町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 18 認定第 2号 令和 5 年度東串良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 19 認定第 3号 令和 5 年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 20 認定第 4号 令和 5 年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 21 認定第 5号 令和 5 年度東串良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 22 認定第 6号 令和 5 年度東串良町水道事業会計歳入歳出決算認定について

## 会 議 の 経 過

開 会 午後1時30分

議 長（田之畑）

ただいまから、令和6年第3回東串良町議会定例会を開会します。  
本日の会議を開きます。

~~~~~

### ◆ 日程第1 会議録署名議員の指名

議 長（田之畑）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番 上池勝彦議員及び2番 小川香織議員を指名します。

~~~~~

### ◆ 日程第2 会期決定の件

議 長（田之畑）

日程第2 会期決定の件を議題にします。  
お諮りします。  
本定例会の会期は、本日から9月25日までの20日間としたいと思います。  
御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。  
したがって、会期は本日から9月25日までの20日間に決定しました。  
なお、会期中の会議予定につきましては、配付してあります案のとおりですので、御了承願います。

~~~~~

### ◆ 日程第3 諸般の報告

議 長（田之畑）

日程第3 諸般の報告を行います。  
議長及び町長の報告は、配付しておりますので報告を省略します。  
これで、諸般の報告を終わります。

◆ 日程第4 発委第3号 東串良町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

議 長（田之畑）

日程第4 発委第3号 東串良町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。

議会運営委員会委員長 児玉勇治議員。

3番 児玉議員。

3 番（児 玉）

ただいま議題となりました発委第3号 東串良町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についての趣旨説明を行います。

議会に係る手続のオンライン化に対応した改正を行うとともに、現在の社会情勢等に照らし、所要の整備を行うものです。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから発委第3号 東串良町議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

## 会 議 の 経 過

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第5 発委第4号 東串良町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

議 長（田之畑）

日程第5 発委第4号 東串良町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。

議会運営委員会委員長 児玉勇治議員。

3番 児玉議員。

3 番（児 玉）

ただいま議題となりました発委第4号 東串良町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についての趣旨説明を行います。

議会に係る手続のオンライン化に対応した改正を行うとともに、委員選任に関する規定の見直しを行うものです。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから発委第4号 東串良町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

## 会 議 の 経 過

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

### ◆ 日程第6 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

議 長 (田之畑)

日程第6 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件を議題とします。

町長の説明を求めます。

町長。

町 長 (宮 原)

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について御説明申し上げます。

東串良町岩弘2202番地3の宮園憲子さんを東串良町人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

提案理由は、人権擁護委員の任期満了によるものでございます。御審議くださるよう、よろしく願いいたします。

議 長 (田之畑)

お諮りします。

本件は適任と認めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本件は適任と認めることに決定しました。

~~~~~

### ◆ 日程第7 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

議 長 (田之畑)

## 会 議 の 経 過

日程第7 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件を議題とします。

町長の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について、御説明申し上げます。

東串良町川東1594番地の末村玲子さんを東串良町人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。

提案理由は、人権擁護委員の任期満了によるものでございます。御審議くださるようよろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

お諮りします。

本件は適任と認めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本件は適任と認めることに決定しました。

~~~~~

- ◆ 日程第 8 議案第40号 郵便切手、郵便はがき、印紙及び証紙購入基金条例の一部を改正する条例の制定について
- ◆ 日程第 9 議案第41号 東串良町農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ◆ 日程第10 議案第42号 東串良町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議 長（田之畑）

日程第8 議案第40号 郵便切手、郵便はがき、印紙及び証紙購入基金条例の一部を改正する条例の制定についてから日程第10 議案第42号 東串良町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてまでの3件を一括議題とします。

各件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

## 会 議 の 経 過

それでは、ただいま議題となりました議案第40号から議案第42号までを御説明申し上げます。

初めに、議案第40号 郵便切手、郵便はがき、印紙及び証紙購入基金条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

令和6年10月1日から郵便料金が値上げされることや柏原簡易郵便局にて収入証紙の需用が高まっていることに対応するため、基金の額を増額するものでございます。

次に、議案第41号 東串良町農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

東串良町農村環境改善センター内に、全天候型室内遊具を整備するに当たり、条例第2条第1項の設置に関する内容の整合性を図ることから条例の一部を改正するものでございます。

最後に、議案第42号 東串良町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、御説明申し上げます。

国民健康保険法の一部改正に伴い、東串良町国民健康保険条例の一部を改正するものでございます。御審議くださるようよろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

各件については、本日は上程のみとさせていただきますので、御了承願います。

~~~~~

- ◆ 日程第11 議案第43号 令和6年度東串良町一般会計補正予算（第4号）
- ◆ 日程第12 議案第44号 令和6年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- ◆ 日程第13 議案第45号 令和6年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第2号）
- ◆ 日程第14 議案第46号 令和6年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第2号）
- ◆ 日程第15 議案第47号 令和6年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議 長（田之畑）

日程第11 議案第43号 令和6年度東串良町一般会計補正予算（第4号）から日程第15 議案第47号 令和6年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）までの5件を一括議題とします。

各件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

それでは、ただいま議題となりました議案第43号から議案第47号までを御説明

申し上げます。

初めに、議案第43号 令和6年度東串良町一般会計補正予算（第4号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億9,600万円を追加し、歳入歳出それぞれ69億8,400万円といたしました。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。

次に、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」によるところでございます。

次に、議案第44号 令和6年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,631万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ11億2,995万4,000円といたしました。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。

次に、議案第45号 令和6年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,701万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ9億9,079万円といたしました。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。

次に、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」によるところでございます。

次に、議案第46号 令和6年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ282万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ687万6,000円といたしました。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。

最後に、議案第47号 令和6年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ452万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1億1,648万4,000円といたしました。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。御審議くださるようよろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

各件については、本日は上程のみとさせていただきますので、御了承願います。

◆ 日程第16 報告第2号 令和5年度東串良町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

議 長（田之畑）

日程第16 報告第2号 令和5年度東串良町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。

町長の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

報告第2号 令和5年度東串良町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、御説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定に基づき、健全化判断比率及び資金不足比率について監査委員の意見を付して報告いたします。

まず実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質収支額がともに黒字であり、良好な状態であります。

次に、実質公債費比率は、早期健全化基準25%に対し、本町は7.9%であり良好な状態でございます。

次に、将来負担比率は、早期健全化基準350%に対し、本町はマイナス129%であり、良好な状態でございます。

最後に、水道事業の資金不足比率は、経営健全化基準20%に対し、マイナス172.2%であり、良好な状態でございます。

以上で、報告を終わります。よろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

以上で、報告第2号 令和5年度東串良町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを終わります。

◆ 日程第17 認定第1号 令和5年度東串良町一般会計歳入歳出決算認定について

## 会 議 の 経 過

- ◆ 日程第18 認定第2号 令和5年度東串良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- ◆ 日程第19 認定第3号 令和5年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算認定について
- ◆ 日程第20 認定第4号 令和5年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算認定について
- ◆ 日程第21 認定第5号 令和5年度東串良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- ◆ 日程第22 認定第6号 令和5年度東串良町水道事業会計歳入歳出決算認定について

### 議 長（田之畑）

日程第17 認定第1号 令和5年度東串良町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第22 認定第6号 令和5年度東串良町水道事業会計歳入歳出決算認定についてまでの6件を一括議題とします。

各件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

### 町 長（宮 原）

それでは、ただいま議題となりました、認定第1号から認定第6号について、第1号から第5号までは地方自治法第233条第3項及び同法第241条第5項の規定により、第6号については、地方公営企業法第30条第4項及び同条第6項の規定により議会の認定を付すため、ここに別紙監査委員の意見を付して、決算書並びに関係書類を提出した次第でございます。

初めに、認定第1号 令和5年度東串良町一般会計歳入歳出決算認定について、御説明申し上げます。

決算状況につきましては、歳入合計におきまして、予算現額74億5,815万6,000円、調定額75億6,137万2,369円に対し、収入済額73億7,320万7,280円でございます。

また、不納欠損額240万2,851円、収入未済額1億8,576万2,238円でございます。

次に、歳出合計におきましては、予算現額74億5,815万6,000円に対し、支出済額71億7,419万9,494円、翌年度繰越額1億9,715万3,000円、不用額8,680万3,506円でございます。

次に、認定第2号 令和5年度東串良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、御説明申し上げます。

決算状況につきましては、歳入合計におきまして、予算現額11億665万6,000円、調定額11億4,641万4,300円に対し、収入済額11億1,746万1,071円でございます。

## 会 議 の 経 過

また、不納欠損額158万3,900円、収入未済額2,736万9,329円でございます。

次に、歳出合計におきましては、予算現額11億665万6,000円に対し、支出済額10億4,114万6,858円、不用額6,550万9,142円でございます。

次に、認定第3号 令和5年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算認定について、御説明申し上げます。

決算状況につきましては、歳入合計におきまして、予算現額9億5,453万円、調定額9億9,333万2,790円に対し、収入済額9億8,914万9,850円でございます。

また、不納欠損額73万4,350円、収入未済額350万8,620円でございます。

次に、歳出合計におきましては、予算現額9億5,453万円に対し、支出済額9億4,052万4,523円、不用額1,400万5,477円でございます。

次に、認定第4号 令和5年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算認定について、御説明申し上げます。

決算状況につきましては、歳入合計におきまして、予算現額760万7,000円、調定額818万3,248円に対し、収入済額818万3,248円でございます。

不納欠損額及び収入未済額は、共にゼロ円です。

次に、歳出合計につきましては、予算現額760万7,000円に対し、支出済額535万1,823円、不用額225万5,177円でございます。

次に、認定第5号 令和5年度東串良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、御説明申し上げます。

決算状況につきましては、歳入合計におきまして、予算現額1億1,335万3,000円、調定額1億1,423万8,098円に対し、収入済額1億1,403万3,298円でございます。

また、不納欠損額は5万8,400円、収入未済額は14万6,400円でございます。

次に、歳出合計につきましては、予算現額1億1,335万3,000円に対し、支出済額1億1,332万1,759円で、不用額3万1,241円でございます。

最後に、認定第6号 令和5年度東串良町水道事業会計歳入歳出決算認定について、御説明申し上げます。

収益的収入及び支出につきましては、収入予算額1億3,463万2,000円に対し、決算額1億3,592万8,113円でございます。また、支出予算額1億3,998万円に対し、決算額1億426万7,455円、不用額3,571万2,545円でございます。

次に、資本的収入及び支出につきましては、収入予算額及び決算額ともにゼロ円。支出予算額9,816万5,000円に対し、決算額6,602万5,833円、不用額3,213万9,167円でございます。御審議くださるよう、よろしくお願い

## 会 議 の 経 過

いたします。

議 長（田之畑）

これから一括して質疑に入りますが、各件については、特別委員会を設置し、これに付託を予定しておりますので、お含みの上、御質疑願います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

各件については、議長及び議会選出監査委員を除く8名の議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いを。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、各件については、議長及び議会選出監査委員を除く8名の議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

引き続き、特別委員の選任を行います。

お諮りします。

決算審査特別委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、1番 上池勝彦議員、2番 小川香織議員、3番 児玉勇治議員、4番 瀬戸山譲一議員、6番 西園貞美議員、7番 前田 隆議員、8番 上園ミキ議員、9番 宮地利雄議員、以上の8名を指名したいと思いを。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

御異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定しました。

これより決算審査特別委員会は、委員長及び副委員長の互選を行います。そのため、議長は決算審査特別委員会を議員控室に招集します。なお、決算審査特別委員会の年長委員は、前田 隆議員であります。

## 会 議 の 経 過

ここで暫時休憩します。

休 憩	午後 1 時 5 8 分
—————◇—————	
再 開	午後 2 時 0 6 分

議 長（田之畑）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

決算審査特別委員会の委員長及び副委員長が決定した旨、通知を受けましたのでお知らせします。

委員長に児玉勇治議員、副委員長に上池勝彦議員、以上のとおりです。

~~~~~

議 長（田之畑）

これで本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、9月12日午前9時30分より会議を開きます。

本日は、これで散会します。

散 会 午後 2 時 0 7 分

## 令和6年第3回東串良町議会定例会（第2号）

開 会 令和6年9月12日 午前 9時30分  
散 会 令和6年9月12日 午後 2時32分

### 出席議員（10人）

|         |          |
|---------|----------|
| 1番 上池勝彦 | 2番 小川香織  |
| 3番 児玉勇治 | 4番 瀬戸山讓一 |
| 5番 牧原完治 | 6番 西園貞美  |
| 7番 前田隆  | 8番 上園ミキ  |
| 9番 宮地利雄 | 10番 田之畑稔 |

### 欠席議員（0人）

### 会議録署名議員（会議規則第127条）

1番 上池勝彦                      2番 小川香織

### 職務のため出席した者の職・氏名

事務局長      浜屋啓子                      書記      清瀧美東士

### 地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおりである。

|        |       |                  |        |
|--------|-------|------------------|--------|
| 町長     | 宮原順   | 住民課長             | 有嶋義昭   |
| 副町長    | 大園保広  | 企画課長             | 中島孝一   |
| 教育長    | 金久三男  | まちづくり推進課長        | 上原久    |
| 会計管理者  | 前田秀一  | 農地課長兼農業委員会事務局長   | 上野勝志   |
| 総務課長   | 江口勝志  | 管理課長兼学校給食共同調理場所長 | 中小野田輝幸 |
| 農林水産課長 | 瀬戸山雅樹 | 社会教育課長           | 吉留潤一郎  |
| 福祉課長   | 倉ヶ崎和治 | 総務課長補佐           | 上野史生   |
| 税務課長   | 西田博文  | 選挙管理委員会委員長       | 児玉昇三   |
| 建設課長   | 寺園竜二  |                  |        |

|          |          |
|----------|----------|
| 議事日程     | 別紙のとおり   |
| 会議に付した事件 | 議事日程のとおり |
| 一般質問の目次  | 別紙のとおり   |
| 会議の経過    | 別紙のとおり   |

# 議 事 日 程

日程第 1 一般質問

日程第 2 議案第40号 郵便切手、郵便はがき、印紙及び証紙購入基金条例の一部を改正する条例の制定について

日程第 3 議案第43号 令和6年度東串良町一般会計補正予算（第4号）

日程第 4 議案第44号 令和6年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第 5 議案第45号 令和6年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第2号）

日程第 6 議案第46号 令和6年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）

日程第 7 議案第47号 令和6年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

## 一般質問の目次

| 質問者    | 質問事項                               | 掲載ページ  |
|--------|------------------------------------|--------|
| 宮地 利雄  | 1. 石油備蓄基地と本町の関係について                | p. 1～  |
|        | 2. 複合施設の全町的な効果と配慮について              | p. 7～  |
|        | 3. 里道の町道格上げと交付税効果について              | p. 8～  |
| 児玉 勇治  | 1. 防災対策について                        | p. 9～  |
|        | 2. 水の安全性について                       | p. 13～ |
| 小川 香織  | 1. 防災対策について                        | p. 15～ |
|        | 2. 学校給食無償化について                     | p. 28～ |
|        | 3. 子どもの居場所づくりについて                  | p. 30～ |
|        | 4. 子育て支援について                       | p. 31～ |
|        | 5. 給食センターについて                      | p. 32～ |
|        | 6. 投票環境の改善について                     | p. 33～ |
| 牧原 完治  | 1. 学校給食共同調理場建設工事入札経緯と今後の公共工事発注について | p. 36～ |
| 瀬戸山 譲一 | 1. ランドブレインについて                     | p. 41～ |
|        | 2. 複合施設について                        | p. 45～ |
|        | 3. 過疎債について                         | p. 51～ |
|        | 4. 真剣な危機管理について                     | p. 55～ |
|        | 5. 町長室入室について                       | p. 59～ |
| 上園 ミキ  | 1. 池之原幼稚園の運営方針について                 | p. 60～ |

開 会 午前9時30分

議 長（田之畑）

ただいまから、本日の会議を開きます。  
直ちに議事に入ります。

◆ 日程第1 一般質問

議 長（田之畑）

日程第1 一般質問を行います。  
順番に発言を許します。  
9番 宮地利雄議員。  
9番 宮地議員。

9 番（宮 地）

おはようございます。くじによりまして、今回の一般質問の1番目になりましたので、どうぞよろしく願いいたします。

通告に基づいて、主に石油備蓄基地の今回の地震による被害などについて、町当局の対応などについて質問をいたしたいと思えます。

先月8日発生の地震で、町当局も石油備蓄基地に駆けつけまして、被害状況を調査、確認をされました。私は非常に、これはいいことだと、もっと積極的にこうした被害などが生じた場合には、現地に駆けつけて調査をし、その内容も写真なども含めて、町議会に報告がありました。今後、積極的にそうした取組をしていただきたいと思います。このことをまず要請をいたしておきますが、うちの共産党のたいらさんという県議員がおるんですが、その方にも連絡を取ったところ、今回の地震について鹿児島県には消防防災課というのが担当しているようで、そこに聞き取りを行ったということで、その報告がファクスで参りました。もう短いのでちょっと今読み上げますと、「全43基の石油タンクのうち、37基で上部蓋の上に原油が漏れ出した。いずれも少量で周囲に影響はなし。漏れ出したこの原油は既にふき取り済み」と。それから2番目に、「施設内に液状化が発生した。敷地内の道路が一部損壊。石油タンクは液状化対策がされており、損傷はない」、3番目に、「今後10月中に敷地内道路の補修を終わる予定。補修費用は運営会社が加入する保険からの支出となる」というような内容の、共産党の県議員からの問い合わせた内容の報告が来ておりました。

私も非常に注目しているのは、43基のうち37基で原油が漏れたと。これ上部、蓋の上に漏れ出したということですが、割合にすると86%のタンクで油漏れだということになりますね。後ほども触れますけれども、最初に、当日の基地からの第一報は、本町に当日の朝8時半、役場の時間が始まってすぐだと思えますけれども、電話があつて、今回の地震について大きな被害とか、何らこういう具体的な被害内容につ

## 会 議 の 経 過

いての報告はなかったように、議会では、全員協議会では、私の感触では聞いておったんですけども、基地からのこの第一報は、いつ、どのような内容で、本町に伝えられたのか、まずはそこから聞いておきたいと思います。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）

おはようございます。

お答えします。8月8日午後4時43分頃に、日向灘を震源とするマグニチュード7.1、本町で震度5弱が観測される地震が発生いたしました。翌8月9日の午前8時30分頃、総務課長へ、志布志石油備蓄株式会社 志布志事業所 総務課長より、タンク上部の屋根が可動式であり、そこからにじむ程度の漏油があったが、操業に影響はない。また敷地内のタンク以外のところで、一部液状化及び一部通路の亀裂があるが消防車両等の通行に影響はない旨の一報を受けました。

以上です。

議 長（田之畑）  
9番 宮地議員。

9 番（宮 地）

いずれも大したことはないよというような内容であったのではないかとと思われるんですけども。さらに、町当局もこれは自分たちも基地に行って確認をしてみらないかんどというふうに思われたのは、私は南日本放送の、これはホームページなんですけど8月12日月曜日の11時13分配信という、これは南日本放送のホームページだろうと思いますが、これはもうごく簡単な内容なので紹介しますと、今月8日に発生した日向灘を震源とした地震では、志布志国家石油備蓄基地で原油が漏れ出るなどの被害が出たと。原油の処理作業が続いていると。これは8月12日11時13分配信ということは、放送も当然されたんですけど、放送自体も8月12日に行われたのではないかというふうに思われますが、東串良町にあるこの基地では、今月8日の地震の影響で、原油を貯蔵しているタンクから少量の原油があふれ出たということです。貯蔵タンクは全部で43基あり、数か所で原油漏れが確認されていますが、引火の可能性はないと。火がつく可能性はないということです。また敷地内の道路が液状化し、土砂が噴き出ている場所もあると。基地内では対策本部を立ち上げ、漏れ出た原油の処理や土砂の清掃作業などの対応に当たっていますという放送があったと思うんです。これも想像ですけど、この放送が流れた後、多分この放送があったのは8月12日ですから、事故があった日から大分過ぎているんですけども、その時点で町当局も、これはいろいろ具体的な被害が出てるぞということで、もっと現地に行って調査する必要があるんじゃないかというようなことを内部でも話し合ったんじゃないのかとい

## 会 議 の 経 過

うことで、基地当局との最初の会話、朝の8時半のその会話以後、時系列で町当局が現地に駆けつけるまでの間での基地当局との会話、対話、時系列で報告ができれば、こういうことで町当局の幹部が何名参加したのか分かりませんが、現地に赴いたわけであるということについて、発言できれば、報告できれば、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）

先ほど申し上げましたとおり、操業に影響はないとの報告であったため、本町といたしましては、備蓄基地の詳細な調査報告を待っておりました。しかし、議員おっしゃるとおり、8月12日夕方のMBCニュースにおいて、基地内の被災状況が報道されたことを受け、本町といたしましても、詳細な被災状況を確認すべきと判断し、翌8月13日に備蓄基地関係者へ説明要請を行いました。また同日午後2時30分頃、独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構所長をはじめとする関係職員が4名来庁されまして、基地内の被災状況報告及びその被災に伴う対処方法、今後の対応の流れ等について説明を受けました。

報告の遅れについては、9日に一報をしましたが、南海トラフ地震臨時情報巨大地震注意報が発表され、余震が懸念される中で、被害状況の確認に時間を要し、報告が遅れてしまったと説明を受けました。またその際、町による基地内の被災状況確認について申入れを行いました。が、会社や資源機構による詳細な調査が終了していないということで現場確認は行えませんでした。8月15日には、既に補修済みであるが、報告漏れがあったことで、再度資源機構所長が来庁され、追加の被災報告、補修内容の報告を受けました。8月21日には、資源機構の副本部長が来庁され、機構の被災調査隊が調査することや、今後の対応等について報告を受け、その際、基地内の被災状況確認も可能とのことであったため、翌22日に私を含め、役場より6名で現場確認を行いました。

以上でございます。

議 長（田之畑）  
9番 宮地議員。

9 番（宮 地）

大分詳しく、当時の対応が生々しい形で報告がされました。時系列での対応も報告があったわけですが、先ほど言われたエネルギー・金属鉱物資源機構のこの記事によると、基地内に対策本部を立ち上げたという報道になっておるわけですが、この基地内に立ち上げた対策本部というのは、大体今のエネルギー・金属鉱物資源機構などを中心とした構成だろうと思うんですが、その辺の構成の状況が分かれば、どの

## 会 議 の 経 過

ような対策本部となっていたのか、どんな規模の組織であったのか、この点について答弁ができればよろしくお願いします。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）

志布志石油備蓄株式会社に確認をいたしましたところ、石油コンビナート等災害防止法で定める志布志石油備蓄自衛防災組織を立ち上げたとのこと。この組織は事業所長を最上位に、社員、業務委託会社及び志布志石油備蓄基地志布志事業所と防災活動に関わる応援協定を締結している基地内協力会社の組織であり、今回の地震では、地震発生直後に、自衛防災組織として、事務本部を立ち上げて、被害状況を確認、対応計画の策定を行った上で、志布志事業所と応援協定を締結した株式会社にてタンク浮き屋根清掃作業等を実施したとのこと。協力会社14者を含めて1日100人規模の作業だったそうです。

以上です。

議 長（田之畑）  
9番 宮地議員。

9 番（宮 地）

1日100人という、大きな規模の組織が地震発生後、動いてきたということは言えるんじゃないかというふうに思いますけれども、今後も、今度は日向灘というよりも南海トラフによる地震、津波、液状化現象など、これは必ずやってくるというふうに想定されているわけです。予定されているわけです。私は、全員協議会でも少し触れましたけれども、本町と石油備蓄基地との間での協定を結んで、例えば震度が幾ら以上あった場合とか、津波が何メートル以上、あるいは何センチ以上あった場合とか、あるいは液状化が発生したとき、それから以前調査したときに明らかになりましたが、基地の地下に波の浸食による空洞化も発見されてきて、それを埋める、充填するそういう工事などもされているわけですが、それを発見するための装置も日常的かどうか分かりませんが、基地内を移動しながら、それを発見するための動きもあるというふうに、以前報告を受けていました。

こうした基地の存続に関わる指標について、その通報や連絡の体制を確立しておくべきだと。基地側はいろんな基地自身の機能が既にできておりますので、それにどう本町が関わるのかということを含めて協議を詰める必要もあると思うんですが、双方の協定として今後の対応を進める上で、ぜひそういう通報、連絡の体制を明確に確立しておくべきだと思うんですが、これは幸いなことに引火もなく済んだわけですけれども、これが地震の時間がさらに長時間続くとか、それからさらに強い揺れが発生した場合になったときに、タンクの油漏れというのは、これは甚大な被害に及ぶことが

## 会 議 の 経 過

当然予想されるわけですので、今後の基地の存続に関わるこうした指標について、町と基地の間での協定などをきちんと結ぶ必要があると思うんですが、その点は、まだ議論は進んでないかもしれませんが、どのように、町長以下、考えているのか、答弁をお願いします。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）

平成4年8月27日に鹿児島県並びに東串良町及び高山町ですが、今はもう現在、肝付町と志布志石油備蓄株式会社は、石油備蓄の操業に関する災害防止について万全を期すため、災害防止協定を締結しております。

この協定の目的は、基地の操業に係る災害の防止に関する基本的事項を定めることによりまして、災害の発生及び拡大の防止等のための最善の措置を講じ、災害から住民の生命、身体及び財産を保護することにあります。

基本的事項につきましては、3項目定められております。その内容を申し上げますと、まず第1項目として、志布志石油備蓄株式会社は、基地の操業に伴う災害の防止が重大な社会的責務であることを認識し、基地の火災・爆発、石油等の漏油もしくは流出、その他の事故、または地震・津波、その他の異常な自然現象により生ずる被害の防止について、万全の措置を講ずるものとするとしております。

次に、第2項目といたしまして、志布志石油備蓄株式会社は、基地の操業に当たり、関係法令及び鹿児島県石油コンビナート等防災計画等を遵守し、鹿児島県、東串良町、肝付町及び関係行政機関等の行う災害の防止に関する施策に積極的に協力するものとする。

最後に第3項目といたしまして、志布志石油備蓄株式会社は、関連事業者及び着棧中のタンカーに対し、安全の確保及び災害の防止対策について必要な指導を行うものとするが定められております。

また、災害発生時の通報等の項目におきまして、志布志石油備蓄株式会社は基地の操業に関し、災害、その他異常な現象が発生したとき、または発生するおそれがあるとき、直ちに県及び東串良町、肝付町に通報するとともに、逐次その状況及び応急措置について、県及び東串良町、肝付町に報告するものとするとなっております。

それと立入検査、指示等の項目につきましては、第1項目といたしまして、県及び東串良町、肝付町は災害の発生防止について万全を期すため、または先ほど申し上げましたが、基地から災害発生時の通報のあった場合において、必要と認めるときは、基地に立入り検査し、または関係者に質問することはできるものとする。この場合において、県及び東串良町、肝付町は知り得た基地の企業上の秘密を遵守するものとする。

第2項目といたしましては、県及び東串良町、肝付町は、第1項目の規定により、検査等を実施した結果、災害の発生または再発の防止上必要と認めるときは、志布志

## 会 議 の 経 過

石油備蓄株式会社に適切な措置を講ずるよう指示することができるものとするとなっております。

したがいまして、冒頭申し上げましたとおり、平成4年8月27日に締結いたしました災害防止協定は、現在も継続しておりますので、あえて新たな関係を築く必要はないと考えております。以上でございます。

議 長（田之畑）

9番 宮地議員。

9 番（宮 地）

同僚議員はどうか分かりませんが、私は今回のこの協定については、初めて聞きました。ぜひ、その内容を広く町民にも知らせていただいて、本町と基地との間、また肝付町を含む間で、基本的にこういう約束事ができてるんだというのを知らしめていただきたいし、そのことによって、もっとこの点を充実せないかんのやないかというような意見も出てくる可能性もあると思いますけれども、ぜひ町の広報紙等で本日のこの議事録についても、それはそれで、議会側もやると思いますが、ぜひ多くの町民に知らしめていただきたいというふうに思います。

最後に、43基のタンクのうち、私も当初から若干これに関わって、その当時、町会議員としておったと思うんですけども、たしか旧高山町、現在の肝付町の行政の区域も43基のタンクのうち、何基ぐらいだったですかね。四、五基だったですか。これは高山町の区域ですということで、そこのタンクに関わる、固定資産税に関わる交付税などが旧高山町のほうに交付金は入っていきますというような説明を当時受けたような気がするんですが、今後の対応を考える場合、先ほどの話の中で、既に協定の中に肝付町も入っていると、平成4年の協定の中に入っているということでしたがこの肝付町の区域というか、行政区域内にあるタンクの数というのは、どれくらいなのか分かっていたら、答弁願いたいと思いますが、いかがでしょうか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

議員おっしゃるとおり、43基のうち6基が肝付町の区域でございます。本町といたしましても肝付町を含めた協議の場は必要と考えておりますが、先ほどの質問でも説明させていただきましたが、既に協定がございますので、協定に基づいて対応したいと考えております。

以上です。

議 長（田之畑）

9番 宮地議員。

9 番 (宮 地)

6基もあったというのはちょっと記憶にありませんでした。

それでは、今後の基地との関係について、この協定をじっくりと学んで対応していくべきだというふうに、私どももそういう立場で取り組んでまいりたいと思います。

以上で、石油基地との関係を終わりにして、2番目の複合施設の問題について質問をいたします。

この複合施設は、非常に多岐にわたり町民と関わる施設になっております。ですから現在の豊栄の総合センターと雪山の高齢者の施設が持っている機能を全部受け継ぐとなると、相当な仕事をしなければならないというような施設になると思うんですが、既に用地はこの辺でどうだろうか、もちろんまだ用地交渉とか始まってはいないようですけれども、あれは国道220号の何というパチンコ屋だったか、あの付近を考えているというような話も既に議会の中では出ましたけれども、全町的なことを考えると、もう柏原の地域は、あそこの町境までやってくるのに時間もかかるが、交通の便も悪いというようなことを考えたときに、施設に遠い地域、それから交通弱者など全町的な様々な行事も行われるわけで、全町的な効果と、それが果たせられるような配慮がこの計画を進める上で複合施設を進める上では、そういうことが地域の問題、交通弱者の問題など全町的な効果と配慮、これを具体化すべきだということで通告しましたので、一つ答弁願いたいと思います。

議 長 (田之畑)

町長。

町 長 (宮 原)

お答えします。

現在、複合施設建設の最優先候補地は、議員おっしゃいました国道220号線沿いにある東串良物産館から東へ約180メートル入った定住促進住宅地に隣接した区画となっております。

複合施設建設に関する町民アンケートの中でも、免許証の返納された方、あるいは将来免許返納したときなど施設まで遠く、行く手段がないという御意見もございました。

このような交通弱者対策といたしまして、現在、東串良町地域公共交通活性化協議会において、本年度中に東串良町交通計画を作成することとなっております。可能な限り、町内全域、交通弱者に配慮した計画が作成されることを期待しております。

国道沿い近くに複合施設が建設されたと仮定した場合、自動車をお持ちの方は、国道から遠くにある柏原地区からでも約8分で到着します。先ほど申し上げましたが、運転免許証を返納された交通弱者の方々も、交通手段が確保されれば、1分以内で目的地まで到着することになります。遠い地域の課題は解決されることになるんじゃない

いかなと思っております。

また、町内各方面からの公共交通手段が確保できた場合、豊栄のバス停留所や、物産館を經由し、終点を複合施設とすれば、近くの国道沿いにある大型店舗でも買物ができ、複合施設で帰りの公共交通便を利用し、帰宅するという流れが構築できればという思いでございます。

以上申し上げましたことが実現可能な状況になれば、公共施設の有効活用がなされ、交通弱者対策にもなり、買物客が増えることによる商店街の経済効果対策にも必ずやつながっていくものと思っております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

9 番 宮地議員。

9 番（宮 地）

ただいま、1の問題についてですが、これは議会でも引き続き議論がされていくものと思います。

それから最後に、里道の町道格上げと交付税効果について、これはある県内の議事録なんですけれども、市民、ここは市なんです、町ではなくて市なんですけど、その市議会で議論された内容が載っておりました。市民が生活道路として利用している里道や開発により整備された寄附を受けた道路など15の路線を市道に認定するための議案を提出ということで、14路線を市道に認定するが、そのことによって普通交付税の基準財政需要額が約130万円、これは当局の答弁です。ということで、市の自主財源となる地方交付税の増額を見込んでいると、町道に格上げするというふうな取組を当局も市議会やっているという様子が載っておりました。うちの町はどうかかなと思ったんですけど、大きな市であれば、里道も相当延長もあり、道路の幅もあるんでしょうが、本町のような小さな町では、一体何キロぐらいこの里道というのがあるのか、それもよく分からない状況です。この市は、里道が約2,000メートルといいますから、大分ありますよね。本町の場合、町の面積自体が狭いわけですから、里道のこの延長自体も狭いということは当然考えられて、こういう交付税の収入となると基準財政需要額が発生するののかもよく分かりませんが、通告に出しておりますように、本町におけるこうした取組については、どのように考えているのか。既に別な機会に建設課長ともちょっとこのことでも意見を聞きましたので、本町にとっては意味がないよということであれば、それはもうそれではないことですが、その点はいかがでしょう。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

## 会 議 の 経 過

お答えします。

もともと国が所有・管理しておりました里道は、地方分権の流れの中で市町村に譲与されており、本町におきましても、平成13年度から平成16年度にかけて譲与されております。地方交付税と町道の関係につきましては、基準財政需要額を算定するに当たり、道路の面積、道路の延長に単位費を乗じて算定する仕組みとなっております。

また、町道への格上げについては、道路法第8条の規定によりまして、議会の議決を得て、市町村長が認定することとなっております。認定した道路については、同法第28条の規定によりまして、道路台帳を作成することが規定されております。里道を町道へ格上げすることによりまして、道路の面積延長が増加し、基準財政需要額も増加することとなりますが、町道へ格上げする場合は、道路台帳の作成が必要となります。里道については、図面延長等を記した資料がなく、面積延長を確定するため、測量業者へ業務委託する経費が発生することから、慎重に検討していかなければならないと考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

9番 宮地議員。

9 番（宮 地）

以上で、本日の私の質問を終わります。

議 長（田之畑）

それでは、次に、3番 児玉勇治議員の発言を許します。

3番 児玉議員。

3 番（児 玉）

通告に従いまして、2点質問をさせていただきます。

まず1点目は、本町の防災についてであります。

ただいま同僚議員から質問があった石油備蓄の件で重複する点があるかもしれませんが、了承していただければと思います。私が一番知りたかったのが、最初備蓄で被害があったのが、地震があったのが8日で、9日に本町に連絡があって、その後に12日に報道があってから本町にも連絡があったという点なんですけど、これは先ほど町長が言われたので理解したところです。備蓄のほうには防災計画というのがあると思うんですけど、それでこういうことがあったらここに連絡をするということで、消防署は、本町が入っているか分かりませんが、今回の場合、消防署は自ら備蓄のほうに被害はありませんでしたかというのを問い合わせたそうです。これで課長でもいいんですけど、今後このような場合があった場合は、本町から備蓄のほうに被害はなかったか、その日でも問い合わせる気はないかを伺います。

議 長（田之畑）  
総務課長。

総務課長（江 口）

確かにおっしゃるとおり、被害状況といえは瞬時に確認し、そしてまた初動体制も重要だというふうに認識いたしております。

今後につきましては、もちろん御承知のとおり、国の財産であって、国が維持管理していくものと私どもも理解しております、本来であれば、国等々からこちらのほうに詳細な説明を逐次いただきたいところではございますが、時間的なタイムもあるでしょうから、その辺につきましては、この協定書にあります。今、宮地議員のほうに町長から協定書も結んでいるという話もさせていただきましたので、その協定書の第9条にもありますので、その9条に基づいて、こっちからも問合せをさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

議 長（田之畑）  
3番 児玉議員。

3 番（児 玉）

ただいま理解したところなんですけど、以前は備蓄の訓練は、備蓄、消防署、そして本町、肝付町の消防団を含めた訓練があったと思います。今は、本町と肝付町の消防団を含めた訓練は中止になっていると思うのですが、非常時の際、備蓄に勤務する人間だけで足りるのかなと私は疑問なところがあるわけです。土のうの作成、運搬、多くの人が必要な場合、どうしても消防団の力が必要だと思います。このことが本町と備蓄側との連携にもつながると思うのですが、もう一回、消防団を含めた訓練を検討してはどうでしょうか。何回も言われるとおり、備蓄は国の施設です。町の要望もなかなか通らないと思いますが、この施設が本町にある限り、国と町が津波も含めて、あらゆる災害に対して危機感を共有して、問題に取り組んで町民に安心感を与えるべきだと私は思います。

今回、柏原地区では、油の匂いがしたとか、異臭があったと聞きました。このような連携問題について、町長はどう考えているかを伺います。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）

議員おっしゃるとおり、基地訓練については毎年私も参加させていただいておりますが、議員おっしゃるとおり、平成24年度までの訓練は、本町消防団、肝付町消防

団も含めた訓練となっております。しかし、その後、備蓄基地の訓練は特殊な取扱いが多くある点や、基地内の出入りに伴う制限も予想される点から常備消防を基本とした訓練に切り替えていったとのことでございます。

また、南海トラフといった大災害を想定した場合、町消防団は、町の災害対応に追われることが予想されることから、基地の訓練から除いたと聞いております。

以上のことから、町消防団を基地内の訓練に参加させることは困難と考えております。以上でございます。

議 長（田之畑）

3番 児玉議員。

3 番（児 玉）

ただいまの町長の答弁で消防団を排除したという理由は理解しました。

今回の地震は震度5弱ということで、先に述べたような被害だったわけですが、幸いにタンクの配管等に異常はなく、タンクが備え付けてある地盤への液状化もなかったわけです。しかし、これが震度7から8の地震があった場合、さらなる被害が生じると思います。このことを考えると津波も含めて、国への働きかけが重要だと思うのですが、国への協議を求める計画はないかを伺います。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

国、県との連携についてですが、町といたしましても、国、県としっかり連携し、災害対策や対応をしていかなければと思っております。

しかし、繰り返しになりますけれども、基地はあくまでも国の所有であり、国の財産でございます。よって、町民の不安を少しでも解消するために、今回の地震を踏まえまして、今後はより一層、基地、資源機構はもちろんのこと、必要であれば国や県へも要請していきたいと思っております。

なお、本町といたしましては、災害に伴う報告や対応については、経済産業省やエネルギー庁といった国からの報告があってもよかったのではないかと考えております。結果、どこが委託先で、どこが所管しているのか明確にし、その後の対応をすべきと思っております。

今後は上京する際、国へのその辺の体制をしっかりと聞き、必要であれば、地元選出の国会議員の先生等の力もお借りしながら対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

3番 児玉議員。

3 番 (児 玉)

ぜひ、上京した場合は、そのことを報告していただきたいと思います。

備蓄への対応は、国との連携を密に行い、備蓄内での災害被害が生じたときや、本町への連絡を最優先していただきたいことを希望しまして、私がもう一つ心配なことがあるんです。それは柏原の下通りで生活されている町民のことです。柏原の下通りは、標高が2メートルから3メートルがほとんどです。この方々を高台に移住させることは困難です。1年に数回は、避難訓練が実施され、高いところへ避難をしている現状です。そして、最終避難所が柏原小学校となっています。

以前、同僚議員の質問に対して、柏原分団を含めて高台へ移転を検討したいと回答があったんですけど、今日の新聞に隣接の大崎町も消防団を高台に上げたいという記事が載ってたんですけど、その後、柏原の消防団を含めた高台への移動はどうなっているかを伺います。

議 長 (田之畑)

町長。

町 長 (宮 原)

お答えします。

議員の質問のとおり、柏原消防会館の海拔は非常に低いと認識しております。本町といたしましては、過疎地域持続的発展市町村計画に記載させていただき、計画的に整備を進めていければと考えております。現在、消防署詰所、柏原地区の避難所、集会所の機能を果たす建物として、理想の土地を今検討し、模索している段階でございます。

また本町の財政状況を考慮し、建設に伴う有益な補助金や起債も有効活用しなければなりません。緊急防災減災事業債といった起債はあるものの、町全体での起債計画や、償還金等も配慮し、計画を進めていかなければならないために、本町の全体的な事業規模を考慮し、優先順位を検討しながら計画実現できればと考えております。

以上でございます。

議 長 (田之畑)

3 番 児玉議員。

3 番 (児 玉)

ただいま優先順位をとということもありましたけれども、これは私の一つの案なんですけど、柏原分団車庫を柏原小学校の北側にある町営住宅があるんですけど、そこはどうかと。その近くには、幼稚園の跡地もありますし、広く活用ができて、利用価値もある場所だと思うんです。一つは、一番その町営住宅から東側のほうに448がありますので、そこに道路をぶつけるという方法なんですけど、土地の関係もいろいろ

## 会 議 の 経 過

ろありますので、これは私の案なんですけど、また検討していただければと思います。もし、津波が発生した場合、消防団は、最終的に広報をして、分団車庫に帰ってくると思うんです。そのときに、分団車庫が小学校の近くにあれば、もう消防団は、最終的な避難の状況を見た場合に帰ってきたときは、柏原小学校に避難ができるという点でも非常にいい場所じゃないかと私は思うんですけど、それと今、448も拡張が、あれでいけば令和9年度ぐらいには広がるんじゃないかという交通の便もありますので検討していただければと思います。

それと柏原の活性化、そして住民の避難に対する安心感を与えるためにも、1日でも早い公共施設の高台への移動を希望しまして、私の次の質問に移らせていただきます。

二つ目は、水の安全性についてであります。

新聞の見出しに発がん性が指摘される有機フッ素化合物PFASというそうですが、実態を把握して対策強化と新聞にありました。目標値を超えるPFASが全国の水道水や河川から相次ぎ検出されて、健康への不安が高まっているとありましたが、本町はこのことに対して検査を実施したかどうかをお尋ねします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

本町におきましては、今年6月に国土交通省と環境省の依頼に基づきまして、水道水を臨時的に水質検査を実施いたしました。基準値を超える有機フッ素化合物は検出されませんでした。この結果を取りまとめる機関であります県保健福祉部へ8月に報告を済ませているところでございます。

また、河川につきましては、町といたしましての検査は実施しておりませんが、環境省の全国調査肝属川の水質検査を実施しておりまして、そこでも基準値を超える有機フッ素化合物が検出されておりません。

本町の水源につきましては、全て深井戸の地下水であるため、河川による水道水への影響は限りなく低いものと考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

3番 児玉議員。

3 番（児 玉）

ただいま河川も水道水にも発見されなかったということで安心しているところです。PFASはフッ素を含む化学物質全体を差す言葉で、1万種類以上あるということです。

そこで内閣府の食品安全委員会は、PFASの健康影響についてPFASの項目別の影響評価と1日の摂取許容量を示しています。ちょっと読ませていただきたいんですけど、このことで肝機能への影響、脂質代謝への異常については可能性は否定できないが、証拠不十分ということです。ワクチン接種後の抗体低下も可能性は否定できないが、証拠不十分ということです。出産時の体重低下は関連は否定できないが知見は限られる。以上が影響評価で、発がん性については、関連性はあるという報告はあるが、証拠については限定的証拠は不十分の結論だったそうです。

PFASの健康影響は今後計画的に調査して、1日の許容摂取量も検討すべきだと思います。二つの物質、PFOSとPFOAが人や動物への毒性が確認されているということで重大なものだと思うのですが、このことについて、町長はどう考えているかを伺います。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）  
お答えします。

先ほどの除去方法につきましては、活性炭の利用や、イオン交換樹脂などが有効であるとのことですが、現状では、この程度の量が身体に入ると影響が出るのかも含めて、科学的な知見が不十分であり、現在、環境省が有機フッ素化合物に関する最新の知見や浄化技術を水道事業者が活用できるように国土交通省と連携して、整理していくようでございます。

本町水道事業といたしましては、水質検査をこれからも継続的に実施することで、濃度の把握に努め、国や様々な研究機関により今後さらなる科学的知見が得られた場合には、適宜必要な見直しを実施して、引き続き住民へ安心安全な水道水の供給に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

議 長（田之畑）  
3番 児玉議員。

3 番（児 玉）

発がん性が指摘される有機フッ素化合物PFASの健康への影響については、今回内閣府の食品安全会が私がさきに述べたような結論だったわけですが、まだまだ因果関係や証拠不十分な回答も多かったわけですが、町民の方々が有機フッ素化合物に興味を持っていただいて、特に水に対しては十分な対策を取ってもらい、食の安全、水の安全の予防に努めていただくことを希望しまして、私の一般質問を終わります。

議 長（田之畑）  
ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時31分

再 開 午前10時38分

議 長（田之畑）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、2番 小川香織議員の発言を許します。

2番 小川議員。

2 番（小 川）

通告に従いまして一般質問を始めます。

台風13号が発生し、最大瞬間風速50メートルの強い勢力で鹿児島地方に接近する可能性があるとの報道されており、今後の進路に注視しなくてはならない状況にあると思います。

先日の台風では、当初の予想進路から大きく外れ、県、町内に多くの影響が見られたと思います。これまでの経験を生かし、職員にも配慮した遅れのない初動や、住民の安全安心に寄り添った発災時、発災後の対応を望みます。また、8月8日には、県内最大震度5強の地震も発生し、初の南海トラフ地震臨時情報が発表されてから1か月を過ぎました。台風と地震が同時に本町に影響を及ぼすリスクが回避されない中、大規模災害への備えをより具体的に整備し、住民への周知を行う必要があると考えます。

そこで一つ目の質問です。災害が発生する前、中、後における公的対応について、国、県、町の役割分担はどのようになっていますでしょうか。また、災害派遣の職員の経験は、どう生かされるか、生かされたのかを含め、尋ねます。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えいたします。

発災時も発災後も基本的な対応は、当該自治体主体によって町での対応となります。

しかし、定期的に県へ被災状況や体制、避難情報等の報告を行い、必要であれば、国や県の職員が派遣されます。また、自衛隊や消防組合職員も対策本部に参加し、協力していただくような体制を構築いたしております。

よって、県の防災総合システムを県内の全自治体が利用し、県はそれを確認し、県職員及び国職員の派遣要請の準備を常に行っていただいております。

また、災害派遣職員の経験活用についてですが、派遣した職員の声を聞き、避難所運営マニュアルや地域防災計画作成の参考にさせていただきました。

## 会 議 の 経 過

議員も御存じのとおり、現在、避難所では、パーティションを基本とした避難所運営を行っています。これも東日本大震災に実際に派遣した職員の声聞き、本町でも整備を進め、現在では約150戸所有しております。

また、バルーン投光器や消防車両への投光器整備を進めてきました。これらも震災での実際の活用事例を参考に導入いたしました。また、過去に東日本大震災に派遣した職員については、町で行った防災訓練時において、小学校で写真等を見せながら、体験談を講話したこともありました。今回、能登半島地震に本町から派遣した職員は2名でございます。派遣業務内容は、被災住居の住家被害認定調査の二次調査が主な業務であったと聞いております。この2名の職員についても、派遣で実際に体験した内容を子供たちへ伝える場を検討しています。また、各学校へは町が開催する訓練後の講話のみでなく、要請があれば講話の検討はする旨伝えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

2番 小川議員。

2 番（小 川）

こちらのほうに災害時にトップがなすべきこと24か条というものがあります。迫りくる自然災害の危機に対処し、被災後は人々の暮らしの復旧・復興に当たる責任は法的にも実態的にも第一義的に市区町村長に負わされているということで、先ほど言われていたように発災時、発災前後、町のほうがということで、こちらのほうに値するのかなと思います。

災害派遣に行かれた方の経験を今回避難所運営マニュアルの作成のほうの参考にされたということですが、本町でも防災計画を立てられていると思いますが、この災害派遣職員に関する内容に関して、計画のほうにも何かしら盛り込まれていらっしゃるでしょうか。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

防災計画というところでもございまして、避難所マニュアル、さきの議会でも、令和3年に作成させていただいて、令和4年でしたか、令和5年だったか、改正もさせていただきました。その改正もろもろを踏まえまして、逐次いろんな情報を集約いたしまして、最新版の避難マニュアルであれ、防災計画であれ、反映させていっているというふうに認識いたしております。

以上です。

議 長（田之畑）

2番 小川議員。

2 番 (小 川)

今答弁いただきましたように、マニュアルの見直しを逐次されているということは大変重要なことだと思います。災害派遣の職員に関して、本町における災害に関連する様々なところに生かされて、それを参考に本町でもよりよい防災対策を構築するというので、今説明いただいたと思いますが、実際に災害計画に盛り込むことで、例えば、より有意義な本町に不足しているようなところに対する経験がさらに生かされる。また、視察調査とか、そういったものにも生かされると思うので、こういったものもきちんと明文化して、何に生かすべきか、どのようなところが本町にとって足りないかというのを明らかにされるといいのかなと思います。

今おっしゃったように災害派遣の職員、人数が少ないということで小学校への講話なども行っているということでしたが、実際に本町における職員体制、防災に対するシステムについてはいかがでしょうか。今回台風がありました、地震もありました。その際、本町の職員、マニュアルに従って、またこれまでの災害派遣の職員の経験を生かして、どのように今までと違い、効率的に動かれたのでしょうか。

議 長 (田之畑)

総務課長。

総務課長 (江 口)

職員の動向という話になろうかと思いますが、職員の動向につきましては、もちろん防災計画に基づきまして招集をかけます。というのは、まず情報収集班、そしてまた警戒本部、そして災害対策本部という段階的に招集をかけていっておりますし、当然対応するようにいたしております。同時に消防団の方々にも要請し、一緒にいろいろなことの対策を講じているところでございます。

以上です。

議 長 (田之畑)

2番 小川議員。

2 番 (小 川)

計画に基づき段階的に招集し、対策を行っているという答弁をいただきました。例えば、今本町では、観光に対して力を入れていると思います。円山公園であったり、キャンプ場の施設ですね、あそこは地震があった際に利用者はいらっしまったのでしょうか。その際に、このように計画に基づいて、また招集など情報ですか、連絡もスムーズに、そちらの利用されている観光の方々を安全な場所に移動、また職員も含めて安心して対応をすることが可能だったのででしょうか。

議 長（田之畑）  
総務課長。

総務課長（江 口）

確かにおっしゃるとおり、町の施設、公共施設、あるいは今話が出ましたMARU MARINE、あるいはドームハウスの宿泊施設、本当に大事なことでありまして、災害、台風は特になんですが、来る前に本部長である町長、そしてまた副本部長、副町長、教育長、あるいは関係部署、施設がある部署については、適時集合させていただいて、今後の対応を練ります。その練った部分につきましては、防災無線で事前に福祉センターのお風呂であれ、総合センター、そしてまた総合体育館もろもろについては周知を図っているものというふうに思っておりますし、早め早めの対策を講じさせていただいているというふうに認識いたしております。

以上です。

議 長（田之畑）  
2番 小川議員。

2 番（小 川）

今、御答弁あったように、もろもろの施設、町内の方が利用される場所においては、これまでも災害に関する周知のほうを執行部のほうもされてきたと思いますので、スムーズにいく部分があると思いますが、観光に関しては、町内に初めて足を踏み入れ、本町の良さを堪能している中、災害が起こった際に、職員がどのように対応するか、そして本町の魅力を感じたいと利用してくださった方が安心して災害時に避難、また誘導していただいたか、その点はいかがでしょうか。

議 長（田之畑）  
総務課長。

総務課長（江 口）

先ほど台風につきましては、事前に利用をお断りするなり対応をしているところでもございます。ただ、地震につきましては、いつ来るか分からない部分もございしますので、そのときには、安全な、例えば避難行動の優先という形も多分、MARUMARINEのほうに掲載されてあるように、確認しておりませんが多分してあるように思いますので、そのような形で関係職員の中で安全対策を講じていくという形になっているかと思えます。

以上です。

議 長（田之畑）  
2番 小川議員。

2 番 (小 川)

確認をしているかどうかというところ確認したいんですけども、ただ、円山公園とか、そういうキャンプ場を利用されてる方が避難する、災害時にどのように行動すればいいかという掲示板というのは必ず大きな場所に掲げていないといけません。それもこれまで災害派遣の職員、またこれまでの災害に関する情報をくみ取り、今本町における防災対策、防災計画は見直しをされているので、入っているとは思っているんですけども、もし入っていない場合は、きちんとそちらのほうも対応し、また対応する職員に関しても、きちんと安心して落ち着いて誘導ができるように指導していただきたいと思います。その点はいかがでしょう。

議 長 (田之畑)

企画課長。

企画課長 (中 島)

お答えいたします。

ただいまMARUMARINEに職員がおりますけれども、地震発生時にドームハウスの利用の方はいらっしゃいました。その当時、まだ津波注意報でございましたので、即、職員に指示をいたしまして、利用されてる方もMARUMARINEに集合いただきました。そしてまた、余震の可能性もありましたので、その日は職員をずっと、夜中も次の日まで待機をさせるという体制を取りました。それでまた、新しい情報が入ったときには、また宿泊者の方にもおつながりするという対応を取ったところでございます。

以上でございます。

議 長 (田之畑)

2番 小川議員。

2 番 (小 川)

MARUMARINEのほうに集合し、安全を確保して経過を見守ったという報告を受けました。では、MARUMARINEの職員がいなかった場合の速やかな対応というのはいかがでしょう。実際に、あちらのほうを利用されている方は、どこに逃げるのでしょうか。

議 長 (田之畑)

企画課長。

企画課長 (中 島)

確かに、職員が常にいるわけではございませんが、月曜日は休館となっております。

その辺りも考慮しまして、宿泊の関係も職員がいないときに宿泊者がいないような形で、できる限り調整はしているところでございます。

それで基本的に防災マップ等にもありますように、津波の来る可能性があるとなった場合には、少しでも町内の内陸部に逃げるとというのが原則であるというふうに考えております。近くに高台でもあれば別ですけれども、山とかそういったところがあれば、すぐそちらのほうに逃げるとするのは原則ですけれども、そういった場所もございません。それで逃げ遅れ対策としましては、避難ステージも円山公園にありますし、それから柏原小学校の屋上も標高13メートルございます。基本的には時間に余裕があれば、少しでも内陸部のほうに逃げることが防災マップ上では定められておりますので、それが基本的な流れかなというふうに捉えております。

議 長（田之畑）

2番 小川議員。

2 番（小 川）

答弁ありがとうございます。内陸部に逃げるということでしたが、町外の方が内陸部、例えば高台ですね、どこにあるか分かるでしょうか。避難ステージに逃げるということを言われましたが、以前、執行部の方に聞いたときに、避難ステージのほうは地元の地域の住民の方に準備された場所で、柏原小学校のほうに逃げてくださいというお答えをいただきました。しかし、町外の方があそこの場所から安全に柏原小学校に避難する方法を御存じか、私はいささかちょっと疑問に思ったところもあります。これまでも様々な災害に対する取組のほうを検討していただいたと思いますが、今後新しく町のほうで行う事業計画に伴い、対象となる新たな方たちの視点から防災計画を策定していただけたらと思います。

次に、インターネット環境の確保についてとブラックアウト対応についてどう考えるか、対応する契約があるか尋ねます。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

初めに、インターネット環境についてですが、現在、庁内Wi-Fiは情報セキュリティの観点や、通信速度の安定性を考慮し、庁舎内のパソコンやペーパーレスシステム用のタブレット等の限られたデバイスに使用してございます。災害時における情報は、住民の安全確保や被災拡大を防ぐためにも大変重要であると考えております。本町では、防災関係機関と相互に連携を図り、住民の皆様へ迅速かつ正確に情報を伝えるため、屋外拡声機や特別受信機による防災無線、ホームページ、エリアメールなどを活用し、情報提供を行っております。

## 会 議 の 経 過

また、ブラックアウトは、電力供給が一時的に停止、広範囲にわたって電力が失われた事象であり、特に自然災害や大規模な設備故障などが原因となることが多いです。このような事態は、地域社会や経済活動に深刻な影響を及ぼすため、事前の対策と迅速な対応が求められます。そのため、電力会社との連携による停電時の情報共有体制を整備し、避難所において非常用発電機の設置等を進めることで、ブラックアウトの影響が少しでも軽減できるよう対策を講じているところでございます。

今回の台風10号においては、町内の各地区において停電が発生し、長い地区では2日間程度の停電があったと確認しておりますが、その間、保健センターにおいては、ほぼ停電もなく、停電が解消されていない地区の方々には、自主避難所として開放し、自主避難者や携帯の充電に来庁されたところであります。今後もこのような形でサポートしていきたいと考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

2番 小川議員。

2 番（小 川）

すみません、Wi-Fiの設置に関して庁舎内にない理由は何とおっしゃいましたでしょうか、もう一度お願いいたします。

議 長（田之畑）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（上 原）

お答えいたします。

庁舎内については、情報セキュリティの関係上と、あと通信速度の安定性を図るために、今のところ庁舎内のパソコンとペーパーレスシステム用のタブレットに限られたデバイスだけに利用しております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

2番 小川議員。

2 番（小 川）

ありがとうございます。

今御答弁いただいたように、情報セキュリティ、情報通信の安定に関することから庁舎内のWi-Fiに関する設置のほうが今のところ難しいということでした。

では、他市町村自治体で庁舎内にWi-Fiを設置されているところ、今多くなっていると思います。その点について、どのように工夫されてWi-Fiを設置され

## 会 議 の 経 過

ているのか、そしてなぜ庁舎内にW i - F iを設置されているのか、その理由も併せて、なぜ本町では、情報セキュリティ、情報通信料以外の内容がなく、設置されていないのか、お答えください。

議 長（田之畑）

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（上 原）

情報セキュリティの関係上、今個人情報情報が漏れると大規模な被害が生じることとなっておりますので、今現在、セキュリティを分けることは可能かとは思いますが、今現在、安全上を考えまして、情報セキュリティの関係上考えまして、制限をかけているところでございます。ただ、ほかの市町村でも公開しているところがございますが、今、各個人でのモバイルもかなり格安でできていると思っておりますので、短時間であれば、そこで解決するものと考えておりますので、今のところ限られて、庁舎内だけで使いたいと考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

2番 小川議員。

2 番（小 川）

災害時に情報の取得に関しては、すごく重要になってきています。これは先ほど町長の答弁のほうでおっしゃっていたと思います。やはりそのセキュリティ、もちろんこちらのほうも大変重要だと思っておりますが、町民、そして被災された方の視点に立って情報を取得できるような場所の確保というのは、今後というか、すぐにでも必要なものだと思います。その点について、情報セキュリティをきちんと確保したセキュリティを考えた新しいというか、安全なその町民、住民、また町外の方も含めて使えるようなW i - F i、情報取得可能な場所の検討を行っていただきたいと思っております。

またブラックアウト対応についてです。先ほど町長の説明がありました。今回台風で2日間停電があったということですが、今回は2日間、ですがこれまでは2日以上停電があった地域もあったと思っております、災害で。そうなった場合、やはり携帯の充電とか、様々な情報について取得できない方が多く発生すると思っております。その部分について、町として保健センターを開放し、携帯の充電のほうも行ったということでしたら、携帯を充電できますよというような形を事前に皆様のほうに通知していただくような、そういった対応もしていただけたらと思っております。この点についてはいかがでしょうか。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

情報の収集というのは、町民は本当に気をもむところであろうというふうに私どもも認識しております。おっしゃるとおり、携帯の充電、携帯が本当にすばらしい情報源になるかというふうに私どもも思っております。今後の携帯の充電等々につきましては、もちろん役場が電気が通電していれば、もちろんそういう形で広報はできるものと思いますが、役場もいつ停電になるか分からないというところも想定しておかないと住民の方が来られたときに、役場が停電であればちょっと厳しいところもございますので、その辺を調整しながら九電とも連絡を取りながら通電がずっと可能であれば、そのような形で広報していければなというふうに考えております。

以上です。

議 長（田之畑）

2番 小川議員。

2 番（小 川）

これまでの地震対応検証報告書などを読むと、やはり庁舎内でも停電が起きたということや、テレビやラジオが使用できなかった。また携帯電話を所有していても充電がなくて情報を伝えることができなかった。また防災の行政無線の仕様があるんですが、聞こえない、聞きづらい場所もあってなかなか情報が伝わらなかったなど、災害時、いろいろな情報手段、取得方法があると思いますが、その各地域の災害被害に応じて取得できない場合があります。そこも踏まえて、事前に対応のほうを検討していただけたらと思います。先ほど言ったエリアメール、こちらも携帯が充電されていなければ届きません。あとテレビのほうで、d ボタンを押せば情報が分かるというような話も以前伺ったんですけれども、これも停電だと情報は取得できないこととなります。なので、停電時、様々な災害発災時、どのようにして町民の方が安心して避難場所の確認だったりとか、本町における対策について情報が取得できるような、そういった対応を考えていただきたいと思います。

次に、避難所の環境整備について、エアコン、トイレ、し尿処理計画について、どのように考えているか尋ねます。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

初めに、エアコンについてですが、御存じのとおり空調設備の稼働には電力供給が必須になります。本町が指定している21か所の避難所のうち、非常用電源を設置している避難所は4か所のみで、ほか17か所は非常用電源の確保がなされていない状

況でございます。

よって、本町といたしましても、全避難所とまでは言えませんが、大規模災害に伴い、長期化することに伴う主要避難所、指定避難所は、非常用発電の設置を検討し、順次整備していければと考えております。

次に、トイレ・し尿処理計画ですが、災害によるライフラインの被災に伴いまして、水洗トイレ等の使用に支障を来し、し尿処理の問題が生じることが予想されます。本町といたしましては、畜産センターの駐車場に、通常時は公衆トイレとし、災害時は災害トイレとして、活用可能なトイレの設置を計画しております。今年度6月議会において設計の委託費を補正予算計上し議決いただいております。このトイレは下水道機能を活用した、し尿処理を行うことを想定しており、このような形で水を確保するか検討中でございます。井戸や消防用水利の活用、避難者に提供するよう備蓄している飲料水の消費期限が過ぎたものも廃棄せず、継続して備蓄してまいりたいと考えております。また順次、簡易型仮設トイレの資機材も購入し、昨年度は50セットを購入させていただきました。これからも順次資機材購入を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

2番 小川議員。

2 番（小 川）

答弁ありがとうございます。今、防災トイレのほうが出ました。主要な避難所のほうに発電機を設置していこうということでしたけれども、この防災トイレを設置する場所、主要な避難所、また発電機がない場所なんではないでしょうか。先ほどもおっしゃったように最近のトイレは電気が通っていないと水が流れなかったりとかします。また、断水の場合も水が流れなくて、トイレ、本当に大切な問題、課題だと思いますので、こちらのほうに関しては、早急に整備、また検討していただく必要があると思います。また、トイレに関しては、女性、男性、乳児、子供、高齢者、また外国の方であったりとか、ジェンダーに配慮した、あらゆる配慮が必要だと思っております。そういった面も含めて、最初の段階できちんと計画をし、順次進めていただきたいと思います。これからの計画にそのような内容は含まれていらっしゃるのでしょうか。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

簡易トイレの話が出たところでございますが、簡易トイレの女性、いろんな方々への配慮ということで、まず回答させていただきますが、簡易トイレのパーティションを購入いたしております。ということは区分けができるということで、女性であれ、

## 会 議 の 経 過

男性であれ、そういう形で利用可能なのかなというふうに思っておりますし、今後につきましても非常食をはじめとする防災資機材の購入についても適時予算を計上しながら購入していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

議 長（田之畑）

2番 小川議員。

2 番（小 川）

パーティションで仕切りをつけてトイレをするというのがちょっと想像がつかなかったんですけども、しっかりとした全くその影も映らない、音も聞こえないようなパーティションなんでしょうか。そのことに関しては、やはり男女差ではなくて、排せつに関する配慮を含めて、また検討していただき、今後報告していただきたいなと思います。

次に、防災意識の啓発について、専門性と訓練実施資格取得についての計画があるか尋ねます。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

議員も消防団に所属していらっしゃいますので、御存じだとは思いますが、町民の防災意識向上のため、本町では、消防団による周知、広報はもちろんのこと、定期的な訓練を実施しております。

訓練については、町が主催する訓練だけではなく、自主防災訓練を各集落で開催していただき、消火訓練はもちろんのこと、緊急訓練、避難訓練を実施しております。

防災に伴う対応は専門的な部分が多くありますが、まずは訓練を実施していただき、多くの町民が少しでも防災に対する意識を向上していただければと考えております。また本町においては、4名の方に防災アドバイザー委嘱を行っております。この方たちは、県の研修を受け、各集落の自主防災組織活動の要請があれば、集落への防災講話や避難指導を行っております。

よって、質問にある専門的訓練実施資格取得については、特に計画はなく、また現在は考えておりません。以上でございます。

議 長（田之畑）

2番 小川議員。

2 番（小 川）

先ほど防災アドバイザーの方の講話についてお伺いします。こちらの実績のほうはいかがでしょうか。4名いらっしゃるといことで、いつからいらっしゃるのか。その方たちが講話をすることで、どれくらいの方々に防災に関する知識、情報、そういったものが広められているのでしょうか。そこの部分を把握されて、今後アドバイザー、また消防団以外の町民に関する防災に関する専門性を身につけてもらえるような資格取得についての計画があるか、尋ねます。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

議員が今おっしゃったとおり、防災アドバイザーを4名委嘱させていただいております。ちょっと最初の発端の、最初の時期はちょっと今日はごさいませんが、最終は令和4年7月1日に新たに1枚防災アドバイザーを委嘱し、それで4名になったところのごさいます。この4名の方々につきましては、議員は消防団員でありますので十分御承知かと思いますが、消防団経験者、そしてまた分団長、あるいは団長をされた方々を委嘱いたしております。この方々につきましては、自主防災組織活動での防災講話や保育園、小学校等々における防災教育を行っていただきたいと思っておりますし、町民の災害に対する備えなど、防災意識の向上を図るとい部分も活躍していただきたいというふうに考えております。

それと防災危機管理監ということで、新たに職員も採用いたしておりますので、その方々の知識も借りながら、これから先の防災計画も含め、いろんな形の中で、防災意識の向上に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議 長（田之畑）

2番 小川議員。

2 番（小 川）

今おっしゃっていた消防団、もちろん町の要となる、とても心強い方々です。しかし、災害時、消防団のする役目というのは大変大きなものだと思います。もちろんこれは行政の執行部も同じだと思っております。その中で新たに災害時、担い手となるような方々を育成するというのも、町のこれからの新たな課題ではないかと思っておりますし、例えば他自治体では、防災士の資格取得に関して補助をする。防災リーダーを育てようというような計画もあるようです。本町ではそういった取組、今後必要なのかなと思ひまして、今回質問をさせていただきました。今後、防災計画の見直し、また防災に対する啓発を考える中で、このような内容を検討していただければと思います。

次に、災害時の対応について、見舞金など支給条例の有無を尋ねます。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

本町における暴風、豪雨等の自然災害時の被災者等に対する災害見舞金につきましては、国の災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令に準拠し、町では災害弔慰金の支給等に関する条例及び災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則が定められております。

具体的な内容といたしましては、災害により死亡された場合、災害弔慰金として、死亡者が世帯の主たる生計維持者の場合は500万円、その他の場合は250万円を支給、災害により負傷し、または疾病にかかり、治ったときに障がいがあるとき、災害障がい見舞金として、障がい者が世帯の主たる生計維持者の場合は250万円、その他の場合は125万円を支給、災害により被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金として最大350万円の貸付けを行うことが規定されております。

また別に災害弔慰金と援護措置要綱の規定により、諸災害の被災者に対して、死亡した者、または行方不明となった者1人につき10万円を支給する規定もございます。以上でございます。

議 長（田之畑）

2番 小川議員。

2 番（小 川）

今説明いただいた内容に関しては、住民、町民は十分に御存じでしょうか。それとも災害時、被災後に、発災後に町民のほうに行政のほうから報告をするのでしょうか。こういった見舞金等の支給条例のほうが設置されているのであれば、発災前からこういった見舞金などの条例もありますよということをごどこかそういった場所をつくって、防災意識を高めるという観点からもお伝えいただけたらなと思います。

これまで災害対策基本法に基づいての説明をしていただいたと受け止めております。平時における対応、発生時、直前から直後にかけての情報収集関係を含む対応、発災後の対応において、町の責任はしっかりと掲げられております。これまでも質疑してきましたとおり、本町における災害に関連する箱物の整備、附属するドローンやドローンに関連する職員の資格取得においては、積極的に取決めをされていらっしゃる一方、前回の一般質問でもありましたが、職員を含む一番重要なソフト面、町民に寄り添ったソフト面に関する取組、また町民の自らの命を守る行動に結びつけるための町の働きかけが足りないのではないかと感じますし、これまでも指摘させていただいているつもりです。足りないものは、今からでも整えていけばいいと思って

## 会 議 の 経 過

おります。これまでも多くの議員が災害に関する説明を求めてきました。当方に関しましても災害に関するこれまでの確認事項は、私を含め、町民の不安からなるものと考えております。備蓄品にしても、避難場所にしても、補償にしても、例えば頼りになる執行部の方々、その方たちも被災します。そういった場合に、どういうふうに対応してくれるのかな、食事については、排せつについては、身の安全とされる場所はちゃんと整っているのかななど、そういった不安に対応して町民の方が知ることからまず始めたほうがいいと思うんですけれども、トップの責務としてこのように防災意識、災害に対する対応を進めていただけたらと思います。

次に、学校給食無償化について質問いたします。

無償化についての考えはないか、教育長に尋ねます。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（金 久）

お答えいたします。

学校給食の負担につきましては、学校給食法第11条に、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費は、義務教育諸学校の設置者の負担とし、それらの経費以外の学校給食に要する経費は、学校給食を受ける児童または生徒の保護者の負担とすると定められております。近年の物価高騰により、学校給食の質を維持するためには、学校給食費を値上げをせざるを得ないことから、本年2月16日に開催されました令和5年度第2回学校給食共同調理場運営委員会におきまして、令和6年度、学校給食費を小・中学校それぞれ700円値上げし、小学校が月額4,700円、中学校が月額5,200円と決定されたところでございます。本年2月25日に行いました町長選挙に際して、町長は、学校給食費保護者負担一律1,000円を公約にうたい、6月議会におきまして、小学校が月額3,700円、中学校が月額4,200円を町が負担することを提案し、議会の議決を得て、本年7月からは保護者負担が一律1,000円となったところでございます。

学校給食費の無償化につきましては、これまで幾度となく議員をはじめ、同僚議員からも質問があり、町長は無償化を考えていない旨の答弁をしてまいりました。教育委員会としましては、今後とも学校給食の質を維持できるような取組を推進することとしており、現時点におきましては、学校給食費を無償化することは考えていないところでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

2番 小川議員。

2 番（小 川）

## 会 議 の 経 過

無償化について議員のほうから何度か質問があったと思います。では、実際に被保護者のほうからの要望などはなかったのでしょうか。こういった給食費無償化について導入されている自治体が増えていると言われております。また増えている中で、無償化されていない自治体もあり、地域格差が見られていると言われてます。

2023年3月31日、少子化対策のたたき台で、無償化について触れられているというお話も聞きました。今後、学校給食について、無償化について、さらなる審議がなされていくのかなと思いますが、それでも少しでも早く学校給食に対する無償化について希望を抱いていらっしゃる保護者の方は多いと思います。例えば、前回、無償化に対して食の軽視ではなく、食に関する感謝の気持ちが保てなくなるというようなお話があったような気がします。では、実際に無償化を導入している自治体、教育機関に関しても、そのような形で食に関する感謝の気持ちは置いといて、保護者の負担の軽減を図りたいというような形で進めていらっしゃるのでしょうか。教育長は、様々な方と、様々な学校の教育関係の方とつながりもあると思います。実際に無償化を導入されていらっしゃるところの先生たちの御意見など、どのようにお話しされていらっしゃるのでしょうか。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（金 久）

文部科学省が令和5年9月に調査しました結果によりますと、全国の1,741自治体のうちの547自治体31%の自治体において、学校給食費の無償化をしているという結果を承っており、導入している自治体におきましては、給食の質の低下が今後招かれるのではないかという危惧もされております。

一方、財源確保が大変苦慮しているという声も上がっております。

教育委員会としては、いずれにしましても、学校給食の質を維持していかなければならないという考え方から、学校給食費の無償化は考えていないところと答弁しているところでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時21分

再 開 午前11時22分

議 長（田之畑）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

2番 小川議員。

2 番 (小 川)

給食費の無償化については、前回町長のほうにも質問させていただきました。今回教育長のほうに質問させていただいたのは、保護者からの声がないか、そういった点をお聞きしたくて質問させていただきました。いろんなことがあって今、議長のほうもおっしゃいましたけど難しい点もありますが、保護者の声、そういった声をまた行政執行部のほうにもお伝えいただけるような、そういった取組をしていただけたらなと思います。

次に、子供の居場所づくりについて質問いたします。

本町の計画について、フリースクールについての考え、また不登校児童についてのサポートや計画について尋ねます。

議 長 (田之畑)

教育長。

教育長 (金 久)

子供の居場所づくりの計画についてお答えします。

こども家庭庁は、令和5年12月22日に、子どもの居場所づくりに関する指針を閣議決定しました。その第4章には、子どもの居場所づくりに関係する全てのものが、子どもの居場所づくりに関する理念を共有するとともに、その重要性に対する関心と理解を深め、おのおの役割を果たすことが必要であるとうたわれております。

第5章には、子どもの居場所づくりは、児童福祉や健全育成などの子どもの施策、障がい児や高齢者福祉などの福祉施策、学校や社会教育施策、さらには自治会、町内会やまちづくりなどの様々な分野に関わることから、こうした関係者が連携して取り組む必要があるとうたわれております。

こども基本法においては、市町村子ども計画を作成することが努力義務となっており、子どもの居場所づくりについても、市町村のこども計画に位置づけ、計画的に推進することが求められております。

教育委員会としましては、子どもの居場所づくりに特化した計画はございませんが、教育振興基本計画の中で、地域全体で子供を守り、育てる環境づくりの推進としまして、子供たちが休日等に学習活動や体験活動に参加したりする取組を推進することとしております。

フリースクールの考え方、不登校児童についてのサポートや計画についてお答えします。

何らかの理由から学校に行くことができない。行きたくても行けないという児童生徒が学校の代わりに過ごす場所であるフリースクールは、その受皿の一つであることは承知しております。フリースクールは個人経営やNPO法人等が運営する民間の教育機関であり、方針や教育理念の違いによって形態や、かかる経費も一様ではないよ

うです。

フリースクールに登校することが学校復帰に直結しない場合もありますが、自宅以外の場所で家族以外の人とつながっていられる環境は、社会との大事な接点となり、フリースクールを利用するのは一つの手段であると認識しております。

教育委員会としましては、本年4月1日に、校内フリースクールとも呼ばれる校内教育支援センターを東串良中学校に設置したところでございます。

校内教育支援センターにつきましては、教室に入れたい生徒が学校に来て学習を継続できる大切な学びの場でもあります。

教育委員会としましては、今後とも学校が児童生徒にとって安全安心な場所となるため、自己存在感の感受の配慮、共感的な人間関係の育成、自己決定の場の提供、安全安心な風土の醸成を踏まえた学習指導と生徒指導の一体化を目指し、魅力ある学校づくりの取組をし、推進してまいりたいと考えております。以上でございます。

議 長（田之畑）

2番 小川議員。

2 番（小 川）

児童の居場所づくりについては、努力義務ということでした。

2番と3番は附随しますが、こういった居場所づくり、子供たちの可能性を育てるような計画、事業に関しては、児童のニーズ、また保護者のニーズを鑑みて進めたいと思います。

県は、本年度初めてこういったフリースクール、不登校児童に対する調査のほうを始めた実態調査を行うということをやられていたそうです。本来であれば、議会のほうからも私のほうでフリースクールについての意見書のほうを出させていただきましたが、やはり大人が真剣に子供たちの未来を考えて取り組まないといけない問題だと思います。様々な思いを抱えている子供たちの可能性を育むために、今後も御尽力いただけたらと思います。

次に、子育て支援について質問いたします。事業計画で未実施、計画のなかった事業に対しての今後の取組について尋ねます。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

東串良町子ども・子育て支援事業計画は、令和2年度から令和6年度までの5か年計画を策定しており、これに基づきまして、様々な子ども・子育て支援事業を実施しているところでございます。今年度は、最終年度となりまして、来年度から第3期の計画を策定する計画でございます。

## 会 議 の 経 過

議員御質問の事業計画で未実施、計画のなかった事業に対しての今後の取組につきましては、病児病後児保育事業、子育て援護活動支援事業、ファミリーサポートセンター事業の2事業について、未実施となっております。

まず病児病後児保育事業につきましては、令和5年度に実施いたしましたニーズ調査において需要の高かった事業となりますが、事業実施に伴う保育提供施設等における看護師等の確保において課題があるため、現在、未実施となっているところでございます。保護者から相談があった場合は、病後児保育につきましては、肝付町の病後児保育コア館を、病児保育につきましては、鹿屋市のまつだこどもクリニックを紹介し、対応しているところでございます。

次に、子育て援護活動支援事業につきましては、地域の中で子供の預かり等の援助を受けることを希望する者と、援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する事業でございます。現時点では、通常の保育事業及び一時預かり保育並びに放課後児童クラブ等で対応できており、ニーズ調査においても需要が低かったため、実施していないところでございます。

なお、緊急を要する場合の預かりにつきましては、子育て短期入所活動を活用しているところでございます。

今後につきましては、第2期東串良町子ども・子育て支援事業計画が本年度見直しとなっておりますので、ニーズ調査等を踏まえまして、計画策定に向けて開催します子ども子育て会議におきまして協議を行い、見直しや新たに盛り込む等の検討がなされるものと考えているところでございます。以上でございます。

議 長（田之畑）

2番 小川議員。

2 番（小 川）

今後計画の策定に伴う見直し、またこれまで未実施だった計画についても解決を検討し、対応していただきたいと思っております。

次に、給食センターについて質問いたします。

計画に対する変更などがあるか、尋ねます。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

現在の学校給食共同調理場につきましては、地盤が軟弱なために、建設の基礎部分や基礎部分の沈下や至るところにクラックが見られるといった問題も生じていることから、新たに建設する必要があることを議員の皆様へ説明し、その後、設計業務委託料造成工事や本体工事の工事請負費の追加予算を含め、議会で議決いただいたとこ

ろでございます。

この間、議員の皆様には、平面図、全体見取図や外観イメージ図などを提示するとともにHACCPの概念を取り入れたり、汚染作業区域と非汚染作業区域を明確にしたりして、安全で安心な学校給食を安定供給できる施設、除去食及び代替食を調理するアレルギー食対応調理室を設置して、安全にアレルギー対応食が提供できる施設、ワンウエー動線となるよう考慮し、食材搬入から給食の搬出までのスムーズな作業動線を確保した施設などについても説明を重ねてまいりました。新たに建設する学校給食共同調理場造成工事が終了し、今月6日には、事業者主体によります本体工事に関わる起工式を実施していただいたところでございます。

今後工事の工程等に関しましては、変更が生じる場合もでございます。町といたしましては、設計業者や工事業者との定期的な工程会議及び現地に出向いての工事の進捗状況等を確認し、令和7年9月1日には開始できるよう取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

2番 小川議員。

2 番（小 川）

学校給食センターについては、必要性のほうについては、私のほうも同様の考えです。しかし、前回の質問でも今後計画の変更なども検討することもあるということをおっしゃっていたので、今回質問させていただいたんですけど、町内で大きさ、規模に関して疑問視する声があります。例えば、北広島町学校給食センター、こちら令和6年度に完成したんですけども、こちら約1,100名の児童がいるんですけども、9億円ぐらいの予算で、しかも広さも当初執行部のほうが提出していただいた内容よりも狭く感じます。もちろんきちんと測っていませんので、こちらのほうがきちんと答弁のほうができないんですけども、今回、同僚議員で給食センター共同調理場建設工事について質問される方が多くいますので、私のほうは、次の質問に移りたいと思います。

最後です。投票環境の改善について質問いたします。

ミネサキに投票場所を設置した際の評価と今後の計画について尋ねます。

議 長（田之畑）

選挙管理委員会委員長。

選挙管理委員会委員長（児 玉）

それではお答えいたします。

令和6年7月7日執行、鹿児島県知事選挙期日前投票において、令和6年6月21日から24日の4日間フレッシュミネサキ東串良店に投票所を増設いたしました。フ

## 会 議 の 経 過

レッシュミネサキ東串良店における各投票日の投票者数は、6月21日が88名、22日が54名、23日が82名、そして24日が84名と合計308名という結果になりました。具体的には、今回の県知事選挙と、令和5年4月に投開票のあった県議会議員選挙を単純に投票率のみ比較しますと、投票率が5.13%増加し、期日前投票の投票率については7.14%増加しております。また、同じ条件で近隣1市4町と投票率を比較しましたが、期日前投票の伸び率は最も高い結果になりました。

有権者の方々からも、買物ついでに投票ができて助かるといったような声をいただき、近年、投票率が低下している中で、投票率の増加につながったものではないかと考えております。

今後の計画については、選挙管理委員会で投票所設置場所や、開設日数などを検討し、町民の皆様が引き続き投票所に足を運びやすい環境づくりに努めてまいりたいと思っております。

以上です。

議 長（田之畑）

2番 小川議員。

2 番（小 川）

これまでと違った新たな取組がとても良い結果をもたらしていると答弁を聞き、感じたところです。今回、今後の計画として、また日数、また設置場所について選挙管理委員会のほうで協議して進めていくということでしたが、私のほうで施設に入所されていらっしゃるの方々からも、自分たちは選挙権があるけれども選挙に行くことができないというような要望がありました。選挙、例えば体、身体に問題がなくても様々な理由、家族であったり、環境であったり、そういった理由から、そういった施設を利用される方々も、やはり一町民として選挙に携わりたいというようなお声をいただきました。今後そういった方々に対しても選挙をしやすような環境というのを計画できるかどうかお尋ねしたいと思います。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

投票率の向上という部分でも本当にいいことだというふうに思っておりますが、ただ不在者投票という制度もございますので、各施設においては、現在私が把握している中では、ルーピンの里さん、そしてまた明光園ということで、不在者投票ということで投票も行っておりますので、そういう施設の登録をしていただいて、そういう投票の方法も一理はあるのかなというふうに思いますので、その辺も各施設で検討していただきたいというふうに考えております。

以上です。

議 長（田之畑）

2番 小川議員。

2 番（小 川）

施設に関する投票の方法について説明をいただきました。ただ、今免許の返納に伴い、なかなか自分の都合で選挙場所にも行けない方たちもいらっしゃいますし、今後増えてくると思います。やはり今後の町内の情勢を踏まえて少しでも多くの方が選挙をしやすいような環境を検討していただきたいなと思います。その点については、今後検討は可能でしょうか。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

それは、先ほどおっしゃったとおり選挙管理委員会で議論、協議していただく部分でもございます。ただ、一つの例をいいますと、移動投票所とかいろいろ考えるわけですが、東串良町については地理的にも近い投票所でありますし、また先ほどのミネサキ等、いろんな部分もあるでしょうし、その辺については、人的配慮とか、いろんな部分を人的確保とか、立会人の確保とかいろんな部分の課題もありますので、選挙管理委員会のほうで検討、議論をしていただきたいというふうに考えております。以上です。

議 長（田之畑）

2番 小川議員。

2 番（小 川）

それでは、私の一般質問を終わります。

議 長（田之畑）

ここでしばらく休憩します。

休 憩 午前11時39分

再 開 午前11時39分

議 長（田之畑）

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、5番 牧原完治議員の発言を許します。

5番 牧原議員。

5 番 (牧 原)

それでは、通告に従いまして質問したいと思いますが、さきの契約議案審議の際にも質問させていただきましたが、再度質問申し上げたいと思います。

学校給食共同調理場の起工式も無事終わり、子供たちに安心安全な給食を提供する施設といたしまして、一日も早い完成を望んでいるところでありますが、今回の工事は税込みで約16億円という非常に高額な入札でしたので、いろいろと質問させていただきたいと思います。

そこで今回の工事はなぜJV方式を採用されたのか、まず質問申し上げます。

議 長 (田之畑)

町長。

町 長 (宮 原)

お答えします。

さきの臨時議会の契約議案での質問でも回答いたしました。議会からも要請があり、町内業者育成の観点からJVとしたところでございます。

JVの形態といたしましては、町内業者を主体とした大隅地域振興局管内のAランクの業者とのJVでの構成としたところでございます。

メリットで申しますと、一つ目が信用力や融資力が拡大することです。建設工事は多額の資金を必要とすることがあります。そんなときに複数の建設業者がJVを結成して資金を出し合うと負担が分散して実現性が高くなります。またゼネコンなどの大手企業が数社集まるとなると、その分の期待値や信用度も増します。

二つ目が技術力や作業員が担保できることです。大規模工事の場合、必要なスキルを持っている企業を探すことが難しかったり、そもそも人材が不足していたりすることが多々あります。そのため、JVを組むことによって各企業の強みやノウハウを持ち寄ることができます。さらに施工管理者や作業員などの人材も確保することができます。大規模工事を行う技術力や作業員を担保できます。

三つ目は、リスクを軽減できることです。JVを組む工事は大規模のものが多いので、工事期間も長期にわたります。そのため、ある一つの会社はその工事に人員をかけ過ぎると、万が一工事が中止になってしまった場合、赤字等のリスクが大きくなってしまいます。そのため人員を必要最小限にとどめることができると万が一工事が中止してしまったときのリスクは軽減されます。以上がJV方式を採用した主な理由でございます。

以上です。

議 長 (田之畑)

5番 牧原議員。

## 会 議 の 経 過

5 番 (牧 原)

それでは、次に、入札参加者については、何者あったのかを伺いたと思います。

議 長 (田之畑)

町長。

町 長 (宮 原)

お答えします。

2企業体に参加していただいたところでございます。以上です。

議 長 (田之畑)

5番 牧原議員。

5 番 (牧 原)

2者だったということなんですが、最初から2者だったのか、どうですか。

議 長 (田之畑)

町長。

町 長 (宮 原)

1企業体の辞退がありました。

以上でございます。

議 長 (田之畑)

5番 牧原議員。

5 番 (牧 原)

辞退された理由が分かれば教えていただきたいと思います。

議 長 (田之畑)

町長。

町 長 (宮 原)

辞退の理由といたしましては、親子関係の会社でありながら別の企業体の構成員となっていたところがあり、辞退されたと確認しております。

以上です。

議 長 (田之畑)

5 番 牧原議員。

5 番 (牧 原)

町内の全ての建築業者が参加できる体制を執行部としては考えられると思うわけなんです、なぜ2者しか参加しなかったのか、これをどう思われますか。

議 長 (田之畑)

町長。

町 長 (宮 原)

先ほども言いましたが、議会からも要請がございまして、町内業者育成の観点からJVとしたところでございます。JVの形態といたしましては、町内業者を主体とした大隅振興局管内のAランクの業者とのJVでの構成としたところでございます。

このように配慮したところですが、なぜか2企業体の応募しかなかったところ、共同性の観点からも、全ての町内業者に参加していただきたかったところですが、結果的に2企業体であり、残念に感じるところでございます。

以上でございます。

議 長 (田之畑)

5 番 牧原議員。

5 番 (牧 原)

当初3者のJVの参加ということで、うち2者が、2者というか、外西建業さんが二つの入札に参加されたんですね、系列が。3者の入札の中に、外西建業が2者あるというようなことで、1者辞退をせざるを得なかったわけですね。

そこで、そのとき、2者になれば入札率が下がらんということを予期して入札を中止するか、または再検討する、そういう手だてがあったと思うわけです。一つ残念に思うわけですが、そこで予定価格の公表があったのか、予定価格、入札額、落札率について伺いたいと思います。

議 長 (田之畑)

町長。

町 長 (宮 原)

お答えします。

予定価格については公表したところでありますが、予定価格は税抜きで14億4,646万7,000円で、最低制限価格は税抜きで13億3,075万円、入札額は税抜きで14億3,500万円、落札率は99.2%でございました。

以上です。

議 長（田之畑）

5 番 牧原議員。

5 番（牧 原）

予定価格に近い99.3%というようなことなんですが、予定価格と変わらない入札率だったと思うわけなんですが、大隅管内の平均入札率が93.72%ですか、そういうことで大隅管内の平均率でいきますと、今度の入札がそれで入札されたとしますと、1億円の入札残、減額が出るわけなんです。町内の入札率も高いわけなんですが、町内の入札率はこの前聞いたところ、97.何%かというようなことで、町内の平均入札率にしましても、約3,000万円の入札残が出るわけです。今回は、1,000万円ぐらいの入札残というようなことでございます。16億円の資金手当を起債でされると思うわけですが、そうされましても約30%、5億円前後については一般財源ということになるわけなんですが、非常に金額が大きいので予定価格の公表で、99.2%と高かったんですが、今後の入札においては非公開にすべきではないかと思うんですが、どうでしょうか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

その辺につきましては、分析等していないところでございますけれども、県や近隣市町村の動向等も確認して検討していきたいと考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

5 番 牧原議員。

5 番（牧 原）

次に、今回落札された業者、町内では吉留組、外西建業なんですが、高額な請負をなされるわけです。それに伴い、今後の取扱いについてどのように考えられているかお尋ねします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

## 会 議 の 経 過

まずは、落札された学校給食共同調理場の完成に向けて専念していただきたいと思うところでございます。今後の2業者の取扱いにつきましては、事業内容や、2者以外の建設業者の育成も視野に入れて、推薦委員会で検討していただき、対応を考えていきたいと考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

5番 牧原議員。

5 番（牧 原）

今執行部からあったとおり、学校給食共同調理場建設に専念していただき、他の業者育成の観点からも学校給食共同調理場の建設の完成までは指名業者から外す方法もあると思いますが、どう思われますか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

先ほどの回答と重複しますが、事業内容や2者以外の建設事業者の育成も視野に入れて推薦委員会で検討していただき、対応を考えていきたいと考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

5番 牧原議員。

5 番（牧 原）

最後の質問に入りますが、今後の公共工事の入札の在り方について質問いたしますが、予定価格の公表、非公表を含め、また町内業者の育成も大事だと思います。町民の目線に立ったときは、地方自治法の原則により、一般競争入札を採用すべきと思いますが、いかがでしょうか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

議員御指摘のとおり、地方自治法にのっとり、一般競争入札のメリットもありますが、今後はいろいろな側面から検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

## 会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

5 番 牧原議員。

5 番（牧 原）

公共事業も町の大事な産業の一つだと私は思っております。しかしながら、町民の血税で事業が行われるわけなんです、やっぱり町民の目線に立った事業をしていただきたいと思うわけです。

最後に、私、議員の代表として監査委員を命じられております。非常に今回の入札結果については、残念な思いをしているわけでございます。

以上で私の質問を終わります。

議 長（田之畑）

それでは、ここで暫時休憩します。

|     |   |          |
|-----|---|----------|
| 休   | 憩 | 午前11時53分 |
| —◇— |   |          |
| 再   | 開 | 午後 1時00分 |

議 長（田之畑）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

4 番 瀬戸山議一議員の発言を許します。

4 番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

早速質問に移らせていただきたいと思います。

書いてあるとおりですが、まずランドブレインについて。

読みますね。複合施設建設のコンサルタントとして、去年の3月に2,000万円を計上し、ランドブレインが採用された。これまでどのような業務をこなしたか。またその収支も尋ねるということですけど、1年半たってますね、去年の3月から。この1年半の間に、ランドブレインさんが何をされたのか、はっきり言って自分は実態をつかんでおりません。何をされているのか。ということで、こういう質問を書きましたけど、後からちょっと考えて、というか今日考えたんですけど、簡単に事を済ませようと思えばということで、こういうふうに質問を変えようかなと思うんですけどもちょっと。考えてみれば2,000万円の契約をしたときに、業務契約書を多分交わしていると思うんですね。その業務契約書の中身を見れば、業務内容、それから支払い条件とか書いてあると思うんですよ。そして特に私が知りたい業務の内訳ですね、業務契約書は存在していますか、してませんか。

## 会 議 の 経 過

議 長（田之畑）  
企画課長。

企画課長（中 島）  
当然に契約書は存在しております。  
以上でございます。

議 長（田之畑）  
4番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）  
であれば、今言ったように業務内容の中身を知りたいければ、提示はしていただけますよね、どうですか。

議 長（田之畑）  
企画課長。

企画課長（中 島）  
それにつきましては、何ら問題ないものというふうに思っております。

議 長（田之畑）  
4番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）  
であれば、その詳細を見せていただきたいと思います。この後でもいいし。  
それで、せっかくここで問題を出してますけれども、詳細は後で知ることとして、ランドブレインさんはこの1年半、どういう業務をされてきたんですか、大体でいいですけど教えてください。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）  
お答えします。  
これまでどのような業務をこなしてきたかというお尋ねでございますが、複合施設建設基本構想、基本計画策定業務委託の仕様書の内容を業務とする契約をランドブレイン、安井建築設計事務所共同企業体と締結しておりまして、その業務を随時行っていたいております。  
業務の内容を順次申し上げますと、まず各種条件の整理といたしまして、基本構想

及び基本計画策定に当たって、町総合振興計画をはじめとする各種計画や、今後のまちの動向、本町に類似した先進地の事例などを踏まえ、新たな複合施設の在り方について、各種条件を整理すること。

次に既存施設の現状の把握といたしまして、総合センターや高齢者福祉センター等の現状把握、新たな複合施設建設の必要性について整理すること。

次に、施設の立地場所の検討といたしまして、新たな複合施設の立地場所について敷地の条件、確保の可能性、町内における利便性、周辺施設等の関係性、町内近隣市町の類似機能を有する施設との位置関係等から複数の建設候補地を抽出し、比較検討し、どこに建設することが望ましいかについて評価を行うこと。

また新たな複合施設の立地場所を決定した上で必要となる関係官公庁との協議、各種法手続、その他事務について整理すること。

次に、基本構想の作成といたしまして、新たな複合施設の役割、基本的な方向性、必要とされる機能、活用可能な財源、適切な事業手法、事業スケジュールについて検討し、基本構想として取りまとめること。

次に、基本計画の作成といたしまして、新たな複合施設に配置する機能を整理、そのために必要な面積の算定を行った上で、施設の規模、階数、構造等について検討を行うこと、検討に当たっては、町内各地域に立地する既存の施設との機能分担も踏まえ、必要面積が抑制できるよう配慮すること。

また、立地場所周辺的环境、景観への配慮、広報等を踏まえた総合施設の建築計画、駐車・駐輪スペース、バス、タクシー等の駐車スペースを含む配置計画、内部・外部について複数パターン案を提示し、メリット・デメリットを整理すること、これらを基に概算事業費や算出を行い、基本計画として取りまとめること。

次に、住民意向を把握することとしており、4つの把握方法を設定してありまして、1番目に住民アンケートの実施支援といたしまして、新たな複合施設に対する住民の意向を広く把握するため、町内全世帯約3,300世帯を対象としたアンケート調査を実施、分析すること。2番目に住民ワークショップの実施支援といたしまして、新たな複合施設の建設に向けて、住民の意向を把握するワークショップを2回程度実施する。参加者の公募を行うとともに、既存施設を利用する団体、グループや町内各地域のまちづくり関係の組織などにも参加を要請し、様々な立場から意見を聴取することを想定すること。3番目に、住民説明会の実施支援といたしまして、新たな複合施設の立地場所及び方向性の決定時、基本構想、基本計画案の作成時の2回程度の実施を想定している。住民説明会で使用する資料の作成を支援すること。4番目に、パブリックコメントの実施支援といたしまして、基本構想、基本計画案について、広く住民の意見を募るパブリックコメントの実施を支援すること。

住民意向の把握は以上でございます。

次に、庁内の合意形成支援といたしまして、新たな複合施設の建設に向けた庁内の検討組織における協議のための資料や議会説明に関わる資料の作成を支援すること。

次に検討委員会の実施支援といたしまして、基本構想、基本計画に関する意見を聴取するため、外部有識者や各種団体の代表、公募住民など18人以内で構成する検討

## 会 議 の 経 過

委員会を実施すること。会議に際しましては、資料作成や議事録の取りまとめの支援を行うこと。

次に、打合せ協議といたしまして、業務開始時、中間業務完了時に加え、必要に応じて適宜打合せを行うこと。

最後に、基本構想、基本計画を100部、概要版を100部、業務報告書を1部、これら電子データ一式以上を最終成果品として作成すること。

以上が委託業者との契約の中で実施していただく業務内容であり、現在までほとんどの業務を随時行っていただいております。ただし、パブリックコメントの実施支援は年明けに実施するため、行っておりません。基本構想、基本計画は作成途中であります。最後の成果品の納入は、来年2月頃になる予定でございます。

また、収支についてのお尋ねであります。町からの受託事業者に対しましての委託料を支払う時期は、業務終了後に成果品を作成、提出し、町の完成検査を経て、受託事業者からの請求を受領後に支払う予定となっております。したがって、現時点では、業務委託料は全く支払っていない状況でございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

4 番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

今、業務内容についてはもちろん提示をしていただくことも含めて初めて聞いたんですけど、これが2,000万円の対価ということでよろしいかと思うんですけど、一つ聞きたかったのは、私が検討委員会の皆様の席に出席したときに、安井設計さんが入ってこられていたということで、今、ランドブレインプラス安井設計ということでしたけど、安井設計さんが最初ランドブレインに入ってなかったんじゃないですか。初めて今、町長の口から聞いたんですけど。だからランドブレインといいながら、何で安井設計が入ってきているのというのを企画課の人に聞いたら、全然本体の設計とは関係ありませんということでしたけれども、ランドブレインさんと安井設計さんがついてきたのか、最初から安井設計、そこがすごく私、疑問に思っていたんですよ。いつの間に安井設計さんが入ってきてたんだろうって。最初から安井設計さんとランドブレインは一緒の企業体であったわけですか。ちょっとその辺を伺います。

議 長（田之畑）

企画課長。

企画課長（中 島）

お答えいたします。この受託事業者につきましては、そもそもプロポーザル方式で募集を行ってございました。それで、当然にJV、共同企業体としての参加も認めてございましたので、ランドブレインさん、それから安井建築設計事務所を共同企業体とし

て参加をされました。最終的に4者参加をされましたので、そこで審査をいたしまして、ランドブレイン・安井建築設計事務所を共同企業体ということで決定をいたしましたので、そこと契約をしたという流れでございます。

この中身も初めて聞かれたというようなことを今議員もおっしゃいましたけれども、昨年の令和5年11月10日の特別委員会におきましてもしっかりと先ほど町長が答弁されました仕様書についてもお伝えしておりますし、議員がお持ちのタブレットの中にもその資料もきちんと入っておりますので、いま一度御確認いただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

4番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

最初だからえたいが知れないとか、実態がつかめないというような言い方をしましたが、だから安井設計さんが最初から名前が全然出てきてなかったんじゃないかなって思いました。だから不信を持ってしまうんですよ。だから最初からそういうこともちゃんと行っていけばいいのに、何でいつの間にか安井設計という言葉が後から出てきたのか、特別委員会云々は私初めて聞きましたけど。

まあ、いいや。だからその辺もちゃんと給食センターのこともですけど、こんな大金を扱う上での給食センターにも最初駐車場も86台のって、最初入ってなかったじゃないですか。だからああいうことを含めると、何で最初にうまくそういうのをちゃんと説明しておかないのか、その辺がいつも私は疑問を持ってしまうんですよ。最初からちゃんと言ってほしいと思います。

では、次の複合施設に入ります。庁内検討委員会とは何か。また誰が主催しているのか尋ねるんですけど、これも庁内検討委員会というのがあるのは、自分たちは知りませんでした。先週、臨時会みたいな形で体育館周辺を庁内の皆さんの検討会による候補地として上げていたのが、国道220号線沿いになりましたと。これもいつの間に庁内検討委員会というのがあったのか。私は議員として知らなかったら恥ずかしいんですけど、全然存じ上げておりませんでした。ということで、そういう意味合いでずっと流れでいきますけど、庁内検討委員会とは何か。誰が主催しているのか。この質問に答えてくださいますか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

庁内検討委員会につきましては、令和5年11月10日に開催されました複合施設

に関わる調査特別委員会でも資料をお示しし、説明をさせていただいておりますが、複合施設建設に関して、役場職員の視点から複合施設建設基本構想及び基本計画策定やその他必要な事項を調査・検討するために設置されました。副町長を委員長とし、教育長や会計管理者、各課長、事務局長の14人で構成されている委員会でございます。委員会の庶務は、企画課において処理することとなっております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

4番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

②に移る前に聞きますけど、庁内の皆さんから推薦された17名の方の検討委員会が体育館周辺、運動場周辺に決めていましたよね。これが先々週でしたっけ、庁内検討委員会で、いわゆるひっくり返っているんですよ。それが国道220号にあの近辺に移りましたと。その理由を教えてくださいませんか。

議 長（田之畑）

企画課長。

企画課長（中 島）

お答えいたします。

ただいま議員はひっくり返ったという表現をされましたけれども、そういう表現が適正かどうかはちょっと疑問を感じるんですけども、確かに最初、建設検討委員会では、決を取ったところ、体育館周辺がという意見が多うございました。そしてその後、能登の地震なんかもございました。甚大な被害が発生したわけですけども、その体育館周辺と決まった後に、事務局といたしましても、その件が液状化の情報を公表しているという情報を得ました。これは先般の特別委員会でも説明をした記憶があるんですけども、それをやはり無視するわけにはいかないと。知り得た情報はしっかりと建設検討委員会の皆様方にもお伝えしないといけないということで、その情報をお伝えしたところございました。そしてまた庁内検討委員会と建設検討委員会合同委員会もさせていただいたんですけども、やはり庁内検討委員会の情報だけでは不十分でありますので、鹿児島大学の地盤工学が専門の先生にも話をお聞きしました。それから全国的に地盤の仕事をされている民間事業者、その技術者の方にも同席をいただいて考え方を述べていただきました。そうしたときに、体育館周辺というところは、体育館が標高9メートルでございますから、そして建設候補地の一つですね、多目的広場のところにつきましては標高8メートルということで、いざ南海トラフの巨大地震が発生した場合に、液状化の可能性が非常にあるという見解でございました。その情報もしっかりお伝えし、そしてまた国道沿い周辺の様々なメリット、交通弱者とか、買物支援、そういった情報もいろいろと提供いたしまして、最終的には建設検

## 会 議 の 経 過

討委員会の方が判断をされまして、そして決を取ったところ、ほとんどの16名中13名だったでしょうか、その方がやはり国道周辺がいいということで、そこは検討委員会の方自らが判断された結果でございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

4 番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

今説明がありました。そしたら自分たちも全然その過程というのは全然知らなかったっていうか、知らされてなかったというか、だからそういう過程があったということは一切分かりませんでした。それは今言われたとおりでと思いますので、それは知らなかった、その辺は自分たちの無知無関心もあったというわけじゃないけど、知らなかったというところで、それは反省します。ただどこでちょっとまた二、三お聞きしますが、庁内検討委員会は議事録は取ってあるんですか。

議 長（田之畑）

企画課長。

企画課長（中 島）

内容については、ある程度まとめてあります。特に会議録というのは取っておりませんが、内容は把握をいたしまして、その内容につきましても庁内検討委員会、こういった協議がされたということでまとめはしているところでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

4 番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

まとめをしておりますということですが、特に私が今議員として言わせていただいているのは、記録をどんなふうにしてしっかり確保していくかということを議会の中でもかまびしく言ってるんですけど、ちゃんと録音を取って、ちゃんとその辺は管理をした議事録になっているんですか。それとも誰かが要点整理という形でやっているんですか。

議 長（田之畑）

企画課長。

企画課長（中 島）

## 会 議 の 経 過

内容につきましては、その委員のいろんな発言があったということで、そこは把握をいたしております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

4 番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

であれば、それも併せてその議事録は見せてもらえますよね。

議 長（田之畑）

企画課長。

企画課長（中 島）

当然そこは可能でございます。様々なそういった意見がされたということにつきましては、建設検討委員会につきましても、ホームページ上で公開がされておりますので、どういった発言があったとか、そういったのも全部確認ができるような状況になっております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

4 番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

何でこんな質問をするのかというと、17名の方の複数名の方からいつも言われることで、そこで自分はなかなか言い出せないことだというのを話を基にして言われるのは、いつもなんだけど、決められたことを提示をされて、これを審議、採決をよろしく願いますというようなことを言われる方が複数名いらっしゃいます。だからいつも言うように、この複合施設の一番最大のポイント、最大の失点というのは、最初つくるかつからないかの是非を求めずに、つくることを前提にしたやり方をやっているから駄目だと最初から言ってるんですよね。この辺のところも全部そうですけど、東串良だけです、こんなやり方をしているのは。だからずっと疑いを持っているわけです。

もう一つ言わせていただければ、ここでおかしいなと思っているのは、この前、委員会のほうで、さっき言われたように、7,000万円のトイレを今の体育館周辺、運動場周辺につくるという話がぼろっと出ました。ぼろっとと言ったらいいのかな。私は言いました。ここは建設検討委員会で複合施設が建つ予定のところじゃなかったのと聞いたんですね。そうしたら、持ち帰って上に相談してみますということでした。そのときに思ったんですね。だから何で疑いを持っているのかというのは、もともと

複合施設をそこにつくる予定がないから7,000万円のトイレをつくるのかというふうに私は解釈したんですよ。複合施設と7,000万円のトイレががっちゃんこしたら、これとんでもないことになりますので、だからもともとそういうトイレをつくる予定があったのであれば、複合施設の予定はもともと国道220号線沿いで動いていたのかなという話はあるのかなと私は思っているところでした。そんなふうに考えてしまうんですね。だから7,000万円をトイレを今、体育館周辺、運動場周辺につくるという話であれば、複合施設と相入れない形ですよ。だから7,000万円のトイレがいつ頃予定されて、いつ頃がそれが話に、議会の中でも話されたのか、その辺をちょっと整理してお話ししてくださいませんか。

議 長（田之畑）

農林水産課長。

農林水産課長（瀬戸山）

お答えいたします。

6月で予算計上させていただきました。その際に、教育産業常任委員会でも御説明させていただきましたが、今現在、畜産センターにおいては、以前くみ取り式の屋外トイレがありました。老朽化でもう既に撤去しておりまして、現在は畜産センターの事務所内に小さな男女共有のトイレがあるのみでございました。令和5年度で畜産センター周辺の駐車場整備をさせていただきましたが、駐車場においては屋外の公衆トイレが完備されていることがほかの自治体を見ても一般的であり、また畜産関係者、また議員さんのほうからも公衆トイレ設置の助言等をいただいていたところでございます。当地域は、本町の中心部でありますので施設の利用者はもとより、町民の皆様にとりましても利便性が高いものと考えます。

一方、公衆トイレにつきましては、町内3か所ございますが、防災の観点から災害に対応した公衆トイレについては全くない状況でございます。地震や台風、豪雨、津波、いつ起こるか分からない自然災害に備え、電気・ガス・水道が使えないときでも使用できる防災機能を有した公衆トイレが必要だと判断した次第でございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

4番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

今、瀬戸山課長がおっしゃることは、それは当然必要性という形で今いろいろ説明されたわけですが、私が聞いているのは、複合施設を予定しているところに、なぜトイレがつけられるのかということに疑問を持ったということです。だから、どうしても複合施設と7,000万円のトイレが同じところでできてしまえば、これは相入れないですよということ。そこを話してくださいませんかということ。

す。

議 長（田之畑）  
企画課長。

企画課長（中 島）

複合施設とトイレが同じ場所というふうにおっしゃいますけれども、当然町といたしましては、あらゆる場所を候補地として挙げたところでございます。これは複合施設のことでございます。トイレは関係ありませんので。その中で一応候補地として町民運動場周辺におきましては、今のグラウンドゴルフをされる多目的広場がありますけれども、あそこを候補地として定めておりました。それから中学校の給食センター近く、それから国道周辺が2か所ということで、ここはやはり津波の浸水想定地域外ということで少しでも高台にということで、そこを選定したところでございます。そのほかにもいろいろありましたけれども、地権者の方からの事前の協議をテーブルに乗せるということで同意が得られませんでしたので、最終的に同意が得られたのは、この4地区であったということでございます。

それで場所の件につきましても、体育館周辺が当初一番多かったんですけれども、国道周辺になったということは、8月の特別委員会でもしっかりと御説明をさせていただいております。鹿児島大学の地盤工学の教授の見解とかいろんな情報もお示ししておりますので、先ほども申し上げましたとおりそのタブレットにも貼り付けてありますから、8月23日ですかね、議員も御出席されておりました中で、しっかりとそこは説明をさせていただいたところでございました。

以上でございます。

議 長（田之畑）  
4番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

ちょっとそごが発生していますけど、自分も整理していかないといけないんですが、時系列的な問題で考えていこうと思います。今ちょっと自分もちょっと整理がつきません。だからとにかく町民の皆さんの声が、私だけが今言ってるんじゃないで、ずっと私も聞いて回っています。複合施設について、給食センターについて、トイレについて、町民の皆さんの反応、町民の皆さんは知らないんですよ。我々が説明しないといけない立場にあれば、ちゃんとその辺を整理して言っていないといけないんですけど、昨日もでしたけど、今相当、町民の皆さんがいろんなことを知り出して、何でなのとか、何で7,000万円のトイレが要るのとか、今そんな時代じゃないでしょという話もしょっちゅう聞きます。だんだん明るみが出てくると分かってくるんですね。だからその辺を踏まえて、私ももう少し、今回はこれで止めますけど、ちゃんとそこは詰めていきたいと思います。町民の皆さんの声を聞いて、その代弁として言っ

てるつもりでいますので。

それでは、次に行きます。

最終的に、今度町民の皆さんの合意も得られた上での国道220号線沿いの移転であったということになりました。それは私も今、聞いて、なるほどというところで、今回はこれで皆さんが言ってきたことを納得していきたいと思います。

次に、過疎債についてです。過疎債のことで、昨日も町民の皆さんと2人で柏原であるところに呼ばれて、7時過ぎまでいろいろ話をさせていただきました。それで今度の給食センターで、16億3,000万円、そして、そのうち幾ら過疎債を使ったんですかといったら、15億円でした。16億3,000万円を3割の返済というところで考えますと、さっきも牧原議員が言われたように、16億3,000万円に0.3を掛ければ4億8,900万円、このお金が一般財源ですよ。ましてや今度は複合施設が30億円と言われてますけど、ある人に、役場の人に聞いたんですけど、30億円じゃきかないですよ。40億円、50億円の世界じゃないですかと言ったら、はい、そうですと言われました。そうなった場合に、過疎債をどれぐらい充当するのか。その過疎債をどのようにして国からゲットできるのか、そのシミュレートができていいのか聞きたいです。いろんな役場の東串良の財政状況、そして年間の予算、そして今度の複合施設、ある人は、この検討委員会の中の方が言われました。倍だと思っとかないといけないんじゃないんですかと。例えば60億円と言われました。それは私もあんまりかなと思ったんですけど、私も40億円から50億円前後かなと思ってるんですけど、こんなお金が果たしてあるのかということで、昨日も議会の中でも委員会がありまして、1人、2人の方はこんな過疎債を使ったらやっていけるのって、複合施設はつくれるのって、疑問を抱かざるを得ないとおっしゃるんですよ。私もそもそもそう思っていました。そういう財政状況と建物の建設に詳しい、ある人が、私も前から知っている人がいて、聞いてみると、東串良は破産するんじゃないのと、そんなことをやったらという話も出てます。だからそのシミュレートがすごく必要なんですよ。そして用地買収なんかがどんどん先行して行って、いざとなったときに、本当にできるのかという疑問を持ってしまいます。一番大事なのは、錦江町の医師会病院のこと、だから全部最初、つくるかつくらないかの是非を取って、それで決めて動いていくのに、東串良はそれをやってません。つくることを前提にした、ある意味、町民に対してのこれは背任だと私は思っているんですけど、ごまかしではないかなという感じがします。だからその辺を考えて、皆さん、昨日もおとといもいろんな人がうちに電話をくれたり、皆さんが知り始めたんですね、本当に。最初、給食センターがあそこにできるかというのもしらなかつた。複合施設がそんなにお金がかかるのかと、物すごい皆さん、疑問を持ち始めています。いろんなところで聞かれます。その代弁として、先ほども言ったように、こうして質問をしているわけですが。だから30億円じゃ絶対きかない、これはほぼ間違いないんですね。だから私は40億円から50億円と思ってるんですけども。

そして給食センターの過剰設計ですか、これを考えると、また同じ轍を踏んでいくのかなと。だから過疎債が本当にこれから使えるのか、使えないのか、複合施設に。

先々月、岩弘の方の陳情がありまして、先ほど宮地議員が言われたように里道だったんですけど、里道が1年半通行止めになっていると。それを解除してほしいという住民の皆さんの要請があったんですけども、いろんな考えるべきところがあると思うんですけども。やはり土手が崩れて倒木があって、要するに行って話を聞いたんですけども、当分工事はできないと。なぜなら里道に使えるお金は過疎債だからというんですね。そこで考えると、過疎債をどっちに振り分けて重点的に配分しているのかなんですよ。だから災害工事現場は1年半もほっといて、複合施設かれこれきゅうきゅうとして過疎債を使うのかなとこっちは思ってしまうんですね。それを言い始める町民の皆さんがぼちぼち出始めております。

私は役場のある人に言いました。ここでも方向変換をして、私は、自治公民館建設をやって、複合施設はやめて、地域でかゆいところに手が届く、小回りのきく建設行政をやったほうがいいんじゃないかという提案なんですけれども、この過疎債を50億円で決算した場合に、本当に東串良はどんなシミュレートを立ててやっていくのか、私は検討もつきません。ですから、ここで聞きますけど、複合施設をつくるに当たって、過疎債をその建設工事のどれぐらいのウエートに置いて、どういうシミュレートをしているのか、実際やってるのか、やってないのか、教えてもらえますか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

広報誌等ではあくまでも仮の金額として30億円という数字を使用しておりますが、現在確かに資材の高騰や人件費の増によりまして、建築費等の増加が見込まれますけれども、議員は40億円から50億円、あるいはそれ以上の増加になった場合を予想されておりますが、まだ施設の規模も確定しておらず、基本設計段階でもありませんので、複合施設の建設の総額については示せないのが現状でございます。

町では、建設検討委員会や庁内検討委員会、住民説明会、ワークショップ、アンケート等の意見を踏まえまして、基本計画に定める施設の中身が決まり次第、その時点でのあくまでも目安となる大まかな金額は算出できる予定でございます。

その金額を参考に見込める過疎債の額や、公共施設等整備基金、国庫補助金、ふるさと応援基金、一般財源など充当可能な財源の確認を行っていきたいと考えております。あくまでも本町の財政規模に適した身の丈に合った施設であることが重要であり、当然に財源に不足が生じるようであれば施設の規模も縮小することも検討しなければなりません。

最後に過疎債を含む地方債につきましては、総務省が毎年12月頃に地方債計画を発表いたしますので、複数年にわたる地方債計画は示されないため、年末の計画の発表を見て、さらには過去の計画との額を比較するなどして、年次ごとに過疎債の本町への規模感を予測することとなります。

以上でございます。

議 長（田之畑）

4番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

であるからこそ、慎重に、そして町民の皆さんに提示をしながらやっていかないと、町民の皆さんの合意は得られないと思いますよ。いつも言うように、町長自らが複合施設建設に関しても全くアピールもしてないし、キャッチフレーズも打ってない。ようやく動き始めて町民の皆さんが分かり始めたところです。皆さんの反応は厳しいですよ。町長は、合意も町民の皆さんから得られていると言ってますけど、どこまで調べていらっしゃるのかなと思ってるんですけどね。

もう3番まで言ってしまいましたけど複合施設をつくることで、ほかの事業を過疎債が足りなくなってやれなくなるとか、そういうことがあるんじゃないかなど。後に移っていきますけど、こういう緊急時のお金もつくっておいていかないと、何かあったとき、町長、責任を取れますかということなんです。複合施設の町の条例を役場のウェブサイトから見ると、土地選定決定も町長が担うと書いてあります。最終的な責任は町長に来るんですけど、その辺を見誤ると、これ大変なことになりますよ。私はだから言いたいんです。ここで変更が効くのであれば、今変更して、さっき言った自治公民館、私は役場のある人にも言いました。そういうふうな今方向変換をして、これからの時代、財政もどうなるのか。ふるさと納税もいきなり6億円すんと落ちましたよね。そして今はリセッションが始まって、世の中の不景気が本格化しています。この中で果たしてやっていけるのか。ここは絶対再考する必要があります。庁内検討委員会でも、その辺はちゃんと論議すべきじゃないかと思いますよ。これ、町は破綻しますよ、本当に。

次に行きます。だから町長どうですか、その責任取れますか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

さきに説明しましたとおり、財政的な負担は小さいと考えていません。議員おっしゃるおおよその意図が判然としませんので他の事業ができなくなるかとの理解として説明を続けますと、複合施設は確かに大きな事業となりますが、事業の大小にかかわらず、一つの事業を行うために、何かの事業を削減することは当然のことですが、大きな建設事業となりますので、他の建設事業費が削減することもあります。財源は限りがあると考えておりますので、他事業の削減をしないというほうが健全ではないかと考えております。

また、御存じかとは思いますが、起債とは後年にわたって長期的に活用する施設な

どの建設に対し、その負担を各世代が公平に負担するという観点からも活用されるもので、その中でも過疎債については、償還金の7割が交付税措置されるもので、大変有利な起債と捉えております。令和3年度には、本町は過疎団体から卒業する見込みがあったことも記憶に新しく、過疎団体であるうちに、有利な財源を可能な限り活用するよう調整しているところでございます。

さらに、複合施設を含め、他の事業内容や予算については、住民の代表である議会に提案して議決いただいた上で執行いたしますので、議員がおっしゃる問題の定義が明確でない状態で覚悟があるかと問われてもお答えしかねます。

仮に事業執行の過程であってはならないことですが、法令遵守できていないなどの問題が発生した場合は、監督責任はあると考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）  
企画課長。

企画課長（中 島）

お答えいたします。

ただいまの町長のほうから答弁がございました。複合施設建設に関することで、先ほどから破綻とか、財政再建団体に転落するというをおっしゃっているかと思えますけれども、当然その辺りにつきましても検討して建設を進めていきたいというふうに思っておりますし、過疎債だけが財源ではなくて、国の補助金についても求めていきたいと思っておりますし、それから今回は決算期でもありますので、実質公債費比率、これは広報紙で使わせてもらった比率ですけれども令和4年度で7.8ということで、本町と同じような類似団体の数値につきましても、8%台でございます。数字が小さければ小さいほど財政が健全化ということでありまして、こういった数字もありますから、その辺りも十分踏まえまして、慎重に進めていきたいと思っておりますし、先ほど町長からありましたとおり、過疎法につきましても令和3年4月1日に新しい法律が施行されております。これは10年間ということで、令和13年3月31日までの時限立法でございます。もう既に3年以上経過しております。あと7年を切ったところでもありますけれども、本来でありますと、本町は過疎からは外れている現状でありますけれども、過疎法の41条におきまして特例措置が設けられておりまして、何とか対象になっているところでございますが、先ほど町長からもありましたとおり、普通交付税の元利償還金の7割が交付税措置されるということでもありますから、複合施設につきましても、おっしゃるとおり大きな金額を伴うものであります。

そして過疎債も有効に使っていったって財政健全化の使用も注視しつつ、十分町としても考えておりますので、破綻とかそういったことがないようにしっかりと努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

4 番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

いつの間にか45分を過ぎてしまっていてあれですけど、例えば夕張なんか、今財政再建団体に突入して、もう20年ぐらい前かな。最初は物すごい豊かなまちだったのに、いきなりすんと来たんですね。私はこういう危険性が十分あると思っています。だからそこは慎重にやらないと、本当に今、それ行けどんどんで行ってる感じがします。だから何度も言うように給食センターも、ここは私は言いませんけれども、過剰設計もいいところですので、こういうやり方で複合施設をやったら完全にアウトになると思います。

次に行きます。

もう時間がなくなりましたが、去年の10月25日に備蓄側と東串良の皆さんとの意見交換会ということをして、それも6年間ずっと言わせていただいて、ようやく実現したところでした。それで10月25日のところも町長も出席をされていて、私は今回地震が来て、備蓄が今あんなふうになりましたけど、私はこうなるんじゃないんですかといろんな質問をしたら、備蓄側は、10が10、100%は100%全部大丈夫だと言い切りましたよね。でもこのざまですよ。震度5弱でこのざまですよ。私がいつも言うように、大隅半島沖の地震が一番恐ろしいと言ってますけど、今度東南海の宮崎沖の日向灘の震度5弱でこうですから、東南海地震の東串良近辺の揺れを内閣府の防災会議は震度6台を言ってますよ。震度5と震度6になれば、もう別物ですからね。液状化も大丈夫と言いますが、液状化を1回やって、よかった試してって私はないと思いますよ。だから備蓄でやったときに不動建設がパテントを持って何万本のコンパクションを打ったのかな。何万本と打ってるんですけど、それでも液状化が起きたんですよ。不動建設のパテントを不動建設のウェブサイトで調べてみたら、絶対に液状化なんか起こさないというふうに書いてあるんですけど、起こしてしまったんですよ。だから絶対ってあり得ないんです。だから何人かの人に言われました。私も今、柏原ですとこういう書類を、これ週刊ポストも、町長に何度も言ってますよね。東南海だけの地震じゃないということを。これは今年の1月の週刊ポスト。ここは危ないですよと、大隅海峡が。これも何回も町長に言ってます。東南海だけじゃないんですよ。これが2年前の週刊ポスト、これを私はコピーして、宮地さんから小学館に承諾を受けてもらって、コピーを柏原の人たちに配っています。見てください。これ、町長、何度も言ってますよね。東南海、日向灘沖だけじゃなくて、大隅半島沖だということ。それで昨日も柏原を2件回らせていただいて、すごく皆さん納得していただきました。だからもう何年も前から自分たちは大阪大学に、この研究をしているところに行き、そして岩手県の洋野町にも行って、災害、防災減災の勉強をしてきました。それを申し訳ないですけど、自慢するわけじゃないですけど、ずっとこういうふうにしてまとめてきています。それをまとめて、私が備蓄と

## 会 議 の 経 過

の問答集を作って、やりましたけど、あのときに参加された住民の方に私が作った問答集も一切配られなかった。このマップも配られなかった。町長はあのときに、私が作った問答集、これを目の前で見てたんですけど、去年の10月25日、あのときは大丈夫だ、大丈夫だということでしたけど、実際こうなってしまったんですけど、この地震が、去年の10月25日からこの前の地震が起きるまでに、私が作った問答集とか、いろんな資料を周りに配ってましたけど、見ていただけましたか。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）  
私は目を通しておりません。  
以上です。

議 長（田之畑）  
4番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

だからいつも言うじゃないですか。本当に真剣に本会議をやって考えているのかと。これで町民の生命と財産を守れるのかということなんですよ。あれだけ言ってるのに、執行部に私は資料を渡しているのに見てないって言うんですね。今度こんな地震が来て、初めて大騒ぎして、今動いてるだけの話じゃないんですか。

次に行きますね。

前回の一般質問で言ったんですけど、もうはっきり言います。私は大崎の東町長さんところに行って、東町長さんのことです。大崎町は9.3メートルの防波堤をつくるけど、それを東串良の宮原町長と肝付町の永野町長にはちゃんと話してありますということを確認したら、私はそんな話は聞いておりませんということでしたけど、もう一回聞きます。本当にそうだったんですか。

議 長（田之畑）  
町長。

町 長（宮 原）  
防波堤じゃなくして、湾岸道路をつくりますので、その湾岸道路を防波堤代わりに8メートル、9メートルの道路をつくりましょうというお話はいただきました。防波堤じゃないです。ただ、湾岸道路をそういうふうにつくりましょうということでした。あなたの間違いじゃないですか。湾岸道路のことじゃないですか。防波堤でしたか。

議 長（田之畑）

## 会 議 の 経 過

4 番 瀬戸山議員。

4 番 (瀬戸山)

東町長は防波堤と言われました、9. 3メートルの。

町 長 (宮 原)

・・・湾岸道路です。

4 番 (瀬戸山)

いや、それだったらそう言えばいいじゃないですか、そのときに。

町 長 (宮 原)

・・・。

4 番 (瀬戸山)

いや、だから私は東町長から防波堤と聞いたから言ったんですよ。

町 長 (宮 原)

防波堤・・・。

議 長 (田之畑)

ちょっと待ってください。ちゃんと発言を求めてやってくださいよ。

4 番 瀬戸山議員。

4 番 (瀬戸山)

そういうことですね。だから本当に真剣に取り組んでいるかということなんです。もう時間がないから次に行きますね、関連があるからですね。

もう一つ聞きますね。大崎町は、津波の予想高さを15メートル、東串良は半分の7.5メートルでした。これも私は指摘したんですけど、このことについて、その後何か役場の防災減災かれこれ、そういう話合いはされましたか。そういう議題を持ち出して話合いをされましたか。

議 長 (田之畑)

総務課長。

総務課長 (江 口)

質問の趣旨が理解し難いところでございますが、再度簡潔にお願いいたします。

議 長 (田之畑)

4番 瀬戸山議員。

4 番 (瀬戸山)

大崎町は、津波の15メートルを予想して、防災対策を立てていると。東串良は何メートルですかといったら7.5メートルでしたと。倍違うんですね。だからあのときは、そこで流しましたが、その後そういうことを倍も違うんだということを備蓄も6.8メートルしか防波堤の高さはありませんということも何回も言ってます。だからそういう話をされましたかということです。やばいんだよねって、大崎と何でこんなに隣のまちで倍も違うのかということ話をされましたかということ聞いてるんですね。

議 長 (田之畑)

誰と話をしたかというのが分からない。

4 番 (瀬戸山)

だから執行部の中ですよ。

議 長 (田之畑)

総務課長。

総務課長 (江 口)

執行部の中で話をしたかという話ですが、それにつきましては、鹿児島県が示した7.5ないし7.2ぐらいの津波の想定に対していろんな防災計画もろもろを立てておりますので、7.2で本町は今進んでいるところでございます。

先ほど来、議員のほう町は何もしてないんじゃないかとか、いろんな話をされておりますが、町としては、年に1回は備蓄から来られますので、いろんな形で安全対策をお願いしておりますし、また年に1回、全国石油備蓄連絡協議会という組織もございまして、そこでエネルギー庁に安全対策を含め、財源の一般財源化、そして増額という部分で、常時、あえて言う必要はないんで今まで言うておりませんが、こういう形で町長も自らいろんな形で要請し、動いておりますので、その辺については誤解のないように。ただ国の施設でありますので町がどうのこうのできる施設ではございません。ただ、そういう形で要望はしていかないといけないんですが、国が維持管理すべきものと思っておりますので、国に引き続き議員以上に要請していきたいというふうに思っております。

以上です。

議 長 (田之畑)

4番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

さっきから国の施設だとか、持ち物だということですがけれども、協定の中では役場のほうから調査権もあるという話でした。だから私が言いたいのは、地元の方々がみんな不安に思っているから、その声を吸い上げて、調査権なりやっていくべきじゃないかなということは何回も言ってるんです。

そこでこの前も言ったんですけど、さっき言われた備蓄のタンクは43、肝付町が6つ、10月25日のときも総務課長に言いました。なぜ肝付町と連携が取れないんですかと。いや、今回はやりませんということでした。だから総務課長にも言うんですけど、全部後ろ向きなんです。ラディカルに一步も二歩も先手を打っていないと、もし今度震度6が来たら備蓄はどうなると思いますか。これ町長に聞きたいんです。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

町が備蓄をどうこうとできませんので、私は人命優先ですから、ただ避難しかないんですよ、町ができることは。以上です。

議 長（田之畑）

4番 瀬戸山議員。

通告とずれてきているからまとめてください。

4 番（瀬戸山）

今そういう返事でした。国のものから私たちは何もできないんじゃないんですよ。我々は、自分たちが自助共助でやっていかないといけない時代になってきているし、だから本当に真剣に取り組んでいるかということをお前は聞いてるんですね。こんな状況ですわ、東串良は。

じゃあ、もういいです。

最後、町長室入室はどのような手順を踏まなければいけないのか尋ねる。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

このような質問が一般質問とは、とても考えておりませんでしたけれども、私自身はウエルカムですので、誰が来ようが。とにかくドアが閉まっているときは会議中ですがけれども、そのときは総務課のほうに、今町長は大丈夫ですかと聞いていただければ案内しますので。それと今、会議中でもうちょっとで終わりますよとか、そのとき

## 会 議 の 経 過

は案内しますから。総務課のほうにお伝えいただければありがたいです。いずれもドアが開いてたらウエルカムですから、いつでもお越してください。

以上です。

議 長（田之畑）

4番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

これは確認なんですけど、総務課を通して入ってくださいと貼り紙がありますけど、それが原則ですよ。誰人でもですね。分かりました。

以上で終わります。いつものことなんですけど、まともな返答が得られなくていつも半煮えに終わってしまう。大事な災害に対しての役場の取組、本当に残念です。

議 長（田之畑）

次に、8番 上園ミキ議員の発言を許します。

8番 上園議員。

8 番（上 園）

それでは、最後の質問者になりました。通告に基づきまして質問をいたします。よろしく願いいたします。

幼稚園は、幼児を保育し、適当な環境を与え、その心身の発達を助長することを目的とし、小学校以降の生活や、学習の基盤を培う学校教育の始まりとしての役割を担っていると私自身理解しております。非常に大切な教育施設であるとも思っております。本町においては、かつて現在の池之原幼稚園のほかに、柏原幼稚園がありました。私の記憶するところでは、現在の町長が就任される以前だったと思いますが、少子化等の問題で、柏原幼稚園が今の池之原幼稚園に統合されました。当時を思い起こせば、地域の保護者はもちろんのこと、子供をどこに預けたらいいのか。また、地域の方々からは、子供の声が聞こえなくなる、寂しいといった声も聞かれました。そこにあるのが当たり前と思ってきたものがなくなるということは、地域の皆さん方にとっては非常に寂しい思いをされるというふうには、その当時は思いました。

町長は、保護者の負担軽減のため、一時的ではありましたが、公用車での送迎を行っていました。幼稚園の統合から大分たつわけですが、ここ数年、池之原幼稚園の園児数もなかなか増えていない状況であるというふうには伺っております。このままではどうなるかと心配もしているところであります。

そのために、次の①から⑥までの現況について、まず初めにお尋ねいたしたいと思っております。

①の池之原幼稚園の定数はどうなっているのかというところをお伺いいたします。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（金 久）

お答えいたします。

幼稚園は、小学校入学前の幼児を対象とし、学校教育法第22条により、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、心身の発達を助長することを目的としております。3歳から小学校入学前まで入園できる幼稚園は、全国どこでも共通の教育課程の基準である幼稚園教育要領に基づく教育が受けられるようになっていきます。幼児期に思い切り遊ぶことで、その後の学びや創造性が豊かになると言われています。このため幼稚園では、遊び中心の活動を行っております。幼稚園設置基準では、1学級当たりの園児数は35人以下と定められており、本町においてもその基準に基づき、東串良町立幼稚園規則で定めているところでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

8番 上園議員。

8 番（上 園）

2番目ですが、現在の園児数は何名かというところをお伺いいたします。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（金 久）

お答えいたします。

現在の園児数は4人でございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

8番 上園議員。

8 番（上 園）

4名とは少ないですね。もうちょっと多くなればいいのにとこのように思うところではありますが。

それでは、授業料はどうなっていますか。

議 長（田之畑）

教育長。

## 会 議 の 経 過

教育長（金 久）

お答えいたします。

授業料は、東串良町子どものための教育・保育に関する利用者負担額を定める条例第2条により、町立幼稚園に係る利用者負担額については、授業料を免除するとうたわれており、無料となっております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

8番 上園議員。

8 番（上 園）

それでは、4番目の給食費はどうなっていますか。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（金 久）

お答えいたします。

近年の物価高騰により、学校給食の質を維持するためには、学校給食費を値上げせざるを得ないことから、本年2月16日に開催されました令和5年度第2回学校給食共同調理場運営委員会におきまして、令和6年度学校給食費を700円値上げし、月額4,000円と決定されたところでございます。幼稚園の給食費につきましては、町が全額補助しております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

8番 上園議員。

8 番（上 園）

それでは、5番目の預かり時間はどのぐらいとなっていますか。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（金 久）

お答えいたします。

平日は、午後2時から午後4時まで、夏休みはその始まりと終わりにそれぞれ1週間程度、預かり保育を実施しております。

## 会 議 の 経 過

以上でございます。

議 長（田之畑）

8 番 上園議員。

8 番（上 園）

それでは、6番目の職員数は何名で対応していらっしゃるのか伺います。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（金 久）

お答えいたします。

職員体制につきましては、教諭2人、事務職員1人、園長と副園長は、池之原小学校校長、教頭がそれぞれを兼務しております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

8 番 上園議員。

8 番（上 園）

ただいま現況を伺ったわけなんです、園児数が4名であるということや、給食費、授業料は町が負担をしている、補助をしているというところを伺って、現況は分かりました。

それでは、2番目に、近隣市町はどうなっているのかというところを伺います。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（金 久）

お答えいたします。

大隅地区管内におきましては、公立幼稚園を鹿屋市、旧串良町、志布志市、旧有明町や南大隅町、旧根占町に設置されておりました。しかしながら、鹿屋市立幼稚園は、平成23年度末、南大隅町立幼稚園は、平成24年度末、志布志市立幼稚園は、令和3年度末で閉園となったそうでございます。なお、肝付町立幼稚園につきましては、現在休園となっております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

8番 上園議員。

8 番（上 園）

近隣市町村の現状も分かりましたけれども、よそのまちはまちとして、本町は本町としての対応をしていただきたい。本町としては、どうしても幼稚園は残していただきたいというのが私の考え方であります。やっぱり幼稚園としてあるほうが住民の方々にとってもやっぱりありがたいことですよね、子供の声が聞こえなくなるというのは、柏原幼稚園がなくなったときに感じられたように、池之原幼稚園もなくなるような状況に陥れば、やっぱり住民の方々にとっては寂しい思いをされるんじゃないかなというふうに思うところで、皆さん方には頑張っていたいただきたいなというふうに思っているところであります。

それでは、3番目の質問に入りますが、私たちが子育てをしていた時代は、町内にある保育園は両親が共働き、家で子供を面倒見れないというような方や農業で働いて、両親が働いて見られないというようなそういう状況の人たちが預かり対象となっていたように記憶しております。保育に欠ける家庭の子供たちでなければ入れなかったものであります。これが今は法律の改正等により、幼稚園と保育園の両方の機能を持ち合せた認定こども園となり、保護者にとっては、すばらしい環境の整備がされている。どの家庭の子供たちも入園できるようになった。しかし、その一方では、このことは町立幼稚園への入園者が減少していったのではないかと思うところであります。

そこで質問ですが、幼稚園と認定こども園との違い、どのように教育長として捉えていらっしゃるのか、そこをお伺いしたいと思えます。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（金 久）

お答えいたします。

幼稚園は保護者の就労や家庭の状況にかかわらず、満3歳から子供を預けることができ、保育園のように保育認定の必要はございません。幼稚園は文部科学省の管轄で、小学校へ向けての基礎づくりとなる教育を行う教育機関です。学習内容は幼稚園教育要領に基づいて行っております。

なお、夏休みなどの長期休みがあります。料金は世帯の収入にかかわらず一律であります。教材費などが別途かかる場合もございます。幼稚園と保育園の機能を併せ持った認定こども園は、こども家庭庁の管轄で、全ての子供を預けることができます。認定こども園は、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4つのタイプがございます。0歳から2歳までの幼児については、保育園と同じく3号認定が必要となり、3歳から5歳までの幼児については、認定がなくても預けることができますが、一つのクラスに1号・2号認定の子供が混在することもあるようです。

認定こども園によっては、預かり保育を午後7時頃まで行っている園もあり、就労している保護者にとっては、子供の入園の判断材料にもなっているようです。

一方、幼稚園は、基本の時間の4時間のみの保育がその主流でしたが、近年、共働き世帯の増加もあり、預かり保育を実施するようになった幼稚園も増えつつあります。

以上でございます。

議 長（田之畑）

8番 上園議員。

8 番（上 園）

今答弁いただきましたが、幼稚園や認定こども園の教育の特性、概要については、理解をいたしました。

次に、本町においてもますます少子化が進むことが予想されます。当然にこの対策も必要になってくるのではないかと。また、子育てしやすい環境づくりや、町内の保育園の運営サポートの必要性も感じるところであります。少子化や預かり時間等の関係で、幼稚園への入園児が減り、最悪の場合は、幼稚園が存続できなくなるのではないかと危惧しているところでもあります。

そこで、今後における幼稚園の必要性、運営の在り方について、何か対策は講じる考えはないか、お伺いいたします。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（金 久）

お答えいたします。

我が子を3歳まで家庭で育て、満3歳になったら幼稚園に入園させたいという保護者がおられます。また預かり保育であると幼稚園に入園させたいという保護者もおられます。江戸の知恵として「三つ心、六つしつけ、九つ言葉、十二文、十五理で未決まる」という子育てしぐさがございます。これは3歳までに心の豊かさを教えなさい、6歳までにしつけを、9歳までに言葉の獲得を、12歳までには文章が書けるようにし、15歳までに世の中の道理が分かるようにしなさいという教えであるようです。

保育園、または幼稚園の入園につきましては、保護者の就労や家庭の状況によって、保護者が選択することとなりますが、我が子を3歳までは家庭で保育し、満3歳になったら幼稚園に入園させたいという保護者の願いは、江戸の子育てしぐさの考え方からしますと、大切な一面であると認識しております。

幼稚園は認定こども園と比べて、平日や長期休みの預かり保育時間が短いのが実情でございます。また、夏休みの始まりと終わりの1週間は預かり保育を実施はしておりますが、給食の提供は行っておりません。

## 会 議 の 経 過

教育委員会としましては、今後、平日や長期休みの預かり保育の充実、長期休みの給食の提供など、実施可能なものから取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

8 番 上園議員。

8 番（上 園）

預かり時間の延長は検討されないかというところはどうか。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（金 久）

平日は午後2時から午後4時まで行っておりますが、今後預かり保育時間の延長も考えてみたいと思っております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

8 番 上園議員。

8 番（上 園）

預かり時間を延ばし、保護者が利用しやすい体制整備をすると、前向きな検討をするというふうに捉えてもよろしいかというふうに思っております。

いまや本町だけではなく、全国的に少子化対策には頭を悩ませているのではないかと思います。この時代にあっては、仕方のないことだと思いますが、先人たちが学んだ学校、また伝統ある学校が地域からなくなっていく。そこで学んだ人たちにとっては非常に寂しいことです。このことは、幼稚園とて同じではないでしょうか。保護者のニーズがある限り、伝統ある幼稚園は存続していただきたい。そこで働く人たちもいらっしゃるわけですね、そういう人たちのことも考えて、やっぱり残していただきたいというふうに考えております。対策さえ講じれば、必ず入園者は増えてくるのではないかというふうに私は期待し、私の質問をこれで終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

議 長（田之畑）

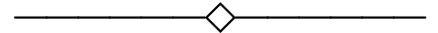
以上で一般質問を終わります。

会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

ここでしばらく休憩をしたいと思います。

休 憩 午後2時17分



再 開 午後2時25分

議 長（田之畑）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~

- ◆ 日程第2 議案第40号 郵便切手、郵便はがき、印紙及び証紙購入基金条例の一部を改正する条例の制定について

議 長（田之畑）

日程第2 議案第40号 郵便切手、郵便はがき、印紙及び証紙購入基金条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る6日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第40号 郵便切手、郵便はがき、印紙及び証紙購入基金条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第3 議案第43号 令和6年度東串良町一般会計補正予算（第4号）

議 長（田之畑）

日程第3 議案第43号 令和6年度東串良町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る6日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第43号 令和6年度東串良町一般会計補正予算（第4号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第4 議案第44号 令和6年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

## 会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

日程第4 議案第44号 令和6年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る6日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第44号 令和6年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第5 議案第45号 令和6年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第2号）

議 長（田之畑）

日程第5 議案第45号 令和6年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る6日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

会 議 の 経 過

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。  
これから議案第45号 令和6年度東串良町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計補正予算(第2号)を採決します。  
お諮りします。  
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。  
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~  
◆ 日程第6 議案第46号 令和6年度東串良町介護保険事業(サービス事業勘定)特別会計補正予算(第1号)

議 長 (田之畑)

日程第6 議案第46号 令和6年度東串良町介護保険事業(サービス事業勘定)特別会計補正予算(第1号)を議題とします。  
本案について、町長からの提案理由の説明は、去る6日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

## 会 議 の 経 過

これから討論を行います。  
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第46号 令和6年度東串良町介護保険事業(サービス事業勘定)特別会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第7 議案第47号 令和6年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

議 長 (田之畑)

日程第7 議案第47号 令和6年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る6日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

## 会 議 の 経 過

討論なしと認めます。

これから議案第47号 令和6年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

議 長（田之畑）

これで本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、9月25日午前9時30分より会議を開きます。

本日は、これで散会します。

散 会            午後2時32分

## 令和6年第3回東串良町議会定例会（第3号）

開 会 令和6年9月25日 午前 9時30分  
閉 会 令和6年9月25日 午前10時00分

### 出席議員（10人）

1番 上池勝彦	2番 小川香織
3番 児玉勇治	4番 瀬戸山譲一
5番 牧原完治	6番 西園貞美
7番 前田隆	8番 上園ミキ
9番 宮地利雄	10番 田之畑稔

### 欠席議員（0人）

### 会議録署名議員（会議規則第127条）

1番 上池勝彦                      2番 小川香織

### 職務のため出席した者の職・氏名

事務局長      浜屋啓子                      書記              清瀧美東士

### 地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおりである。

町長	宮原順	住民課長	有嶋義昭
副町長	大園保広	企画課長	中島孝一
教育長	金久三男	まちづくり推進課長	上原久
会計管理者	前田秀一	農地課長兼農業委員会事務局長	上野勝志
総務課長	江口勝志	管理課長兼学校給食共同調理場所長	中小野田輝幸
農林水産課長	瀬戸山雅樹	社会教育課長	吉留潤一郎
福祉課長	倉ヶ崎和治	総務課長補佐	上野史生
税務課長	西田博文		
建設課長	寺園竜二		

議事日程	別紙のとおり
会議に付した事件	議事日程のとおり
会議の経過	別紙のとおり

# 議 事 日 程

- 日程第 1 議員派遣の件
- 日程第 2 議案第41号 東串良町農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第42号 東串良町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第48号 鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日程第 5 議案第49号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第 6 認定第 1号 令和5年度東串良町一般会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）
- 日程第 7 認定第 2号 令和5年度東串良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）
- 日程第 8 認定第 3号 令和5年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）
- 日程第 9 認定第 4号 令和5年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）
- 日程第 10 認定第 5号 令和5年度東串良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）
- 日程第 11 認定第 6号 令和5年度東串良町水道事業会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）
- 日程第 12 常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件
- 日程第 13 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

# 会 議 の 経 過

開 会 午前9時30分

議 長（田之畑）

ただいまから、本日の会議を開きます。  
直ちに、議事に入ります。

~~~~~

## ◆ 日程第1 議員派遣の件

議 長（田之畑）

日程第1 議員派遣の件を議題とします。  
お諮りします。

議員派遣の件は、会議規則第129条の規定により、別紙のとおり派遣することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、別紙のとおり派遣することで可決されました。  
お諮りします。

ただいま議決された議員派遣の件について、派遣目的、派遣場所、派遣期間、派遣議員に変更があった場合、議長に一任されたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件について、変更があった場合、議長に一任することに決定しました。

~~~~~

## ◆ 日程第2 議案第41号 東串良町農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議 長（田之畑）

日程第2 議案第41号 東串良町農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

## 会 議 の 経 過

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る6日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第41号 東串良町農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第3 議案第42号 東串良町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議 長 (田之畑)

日程第3 議案第42号 東串良町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る6日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

## 会 議 の 経 過

質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。  
これから議案第42号 東串良町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。  
お諮りします。  
本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。  
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

### ◆ 日程第4 議案第48号 鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

議 長 (田之畑)

日程第4 議案第48号 鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題とします。  
本件について、町長からの提案理由の説明を求めます。  
町長。

町 長 (宮 原)

おはようございます。  
議案第48号 鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約の変更について御説明申し上げます。  
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行による高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正に伴い、現行の被保険者証が廃止となり、後期高齢者医療制度の事務に係る規定を改めるため、鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を求めるものでございます。  
御審議くださるよう、よろしくお願いいたします。

## 会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。  
4番 瀬戸山議員。

4 番（瀬戸山）

いわゆるマイナンバーカードのことだと思うんですけれども、利用率が10%でありながら、今、国はこれを強行しようとしております。今の保険証で十分間に合うのに、これをわざわざする必要は全くないというのは、今はネットかいわいでもよく言われることです。それによって、私はこれに反対いたします。

議 長（田之畑）

次に、原案に賛成者の発言を許します。ありませんか。  
ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

これで討論を終わります。  
これから議案第48号 鹿児島県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを採決します。  
この採決は、起立によって行います。  
本件はこのとおりに決定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

議 長（田之畑）

起立多数です。  
したがって、本件はこのとおりに可決されました。

~~~~~

◆ 日程第5 議案第49号 損害賠償の額を定めることについて

## 会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

日程第5 議案第49号 損害賠償の額を定めることについてを議題とします。  
本件について、町長からの提案理由の説明を求めます。  
町長。

町 長（宮 原）

議案第49号 損害賠償の額を定めることについて、御説明申し上げます。  
町が所有する公用車を非常勤職員が運転中の事故による損害の賠償をするため、地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。御審議くださるよう、よろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。  
これから議案第49号 損害賠償の額を定めることについてを採決します。  
お諮りします。  
本件はこのとおりに決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。  
したがって、本件はこのとおりに可決されました。

◆ 日程第 6 認定第1号 令和5年度東串良町一般会計歳入歳出決算認定について

## 会 議 の 経 過

- ◆ 日程第 7 認定第 2 号 令和 5 年度東串良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- ◆ 日程第 8 認定第 3 号 令和 5 年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算認定について
- ◆ 日程第 9 認定第 4 号 令和 5 年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算認定について
- ◆ 日程第 10 認定第 5 号 令和 5 年度東串良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- ◆ 日程第 11 認定第 6 号 令和 5 年度東串良町水道事業会計歳入歳出決算認定について

### 議 長（田之畑）

日程第 6 認定第 1 号 令和 5 年度東串良町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第 11 認定第 6 号 令和 5 年度東串良町水道事業会計歳入歳出決算認定についてまでの 6 件を一括議題とします。

各件について、委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長 児玉勇治議員。

3 番 児玉議員。

### 3 番（児 玉）

ただいま議題となりました認定第 1 号から認定第 6 号について、委員会での審査結果を報告いたします。

配付している決算審査特別委員会報告書の 2 ページをお開きください。読み上げて報告に代えます。

決算審査特別委員会報告書。

9 月 6 日に開会した令和 6 年第 3 回東串良町議会定例会（9 月議会）の本会議において、委員 8 名で構成する決算審査特別委員会が設置され、令和 5 年度一般会計及び 4 特別会計並びに水道事業会計の決算審査が付託されました。

決算審査については、本委員会の審査結果が執行部において次年度の予算編成や行政執行に生かされるよう、9 月議会の会期中に実施しました。

以下、審査の経過並びに結果について報告します。

本委員会は、令和 6 年 9 月 13 日、17 日、18 日の 3 日間において、各課長に令和 5 年度決算における特徴的・特殊的なところの説明を求めた後、成果説明書を主に質疑等による書類審査を行いました。

また、9 月 19 日には、令和 5 年度事業の成果等を把握するため、次の事業の現地調査を実施しました。

- ・農地耕作条件改善事業川西地区 2 号農道。
- ・東串良町防災施設新築工事（明許繰越事業）。
- ・東串良町災害対策総合システム設置業務委託（明許繰越事業）。

## 会 議 の 経 過

審査に当たっては、次の点に主眼を置き、審査しました。

- 一. 予算執行は計画的かつ効率的に行われたか。
- 一. 予算計画に対する実績は妥当であり、かつ行政効果や経済効果はあったか。
- 一. 町民にとって事業効果があったかなどです。

審査の結果、9月20日に開催した委員会において、令和5年度東串良町一般会計及び4特別会計並びに水道事業会計の決算は、認定すべきものと決したところです。

なお、決算の内容について審査し、業務の執行の適正を確保することは、住民の代表であり、議決機関である町議会に与えられた権限です。このようなことから、決算審査における施策の評価や政策的提案を次のとおり行います。

執行部が次年度の予算編成において、決算の状況などを勘案した議会からの積極的な意見等を反映されることを望み、本委員会の報告とします。

### 1. 特に評価する意見のあった施策

①財源を見いだしながら各種事業が効果的に実施されている。

②本町の安定した行財政運営のために、地方交付税や国有資産等所在市町村交付金、石油貯蔵施設立地対策等交付金等の制度維持を継続的に政府へ求めている。また、石油貯蔵施設立地対策等交付金については、一般財源化への取組として全国石油備蓄協議会等で積極的に要望活動をしている。

③新築された防災庁舎は、国や県などの関係機関との情報共有や意思決定を行える対策本部室をはじめ、非常用電源としてのLPガス発電機や災害に備えた備蓄倉庫、災害時には物資拠点スペースとして活用できる車庫が整備されるとともに、情報収集や情報共有を図れる災害対策総合システムが導入され、本町の防災拠点を担う多機能な施設として整備されている。

④ふるさと納税は、自主財源の確保と地域産業の振興に大きく寄与している。

⑤マイナンバーカードや合併処理浄化槽の普及率向上が図られている。

⑥納付手段としてコンビニ納付ができるようになり、利便性が向上している。

⑦町税等の徴収率が全体的に上がり、また、滞納処分の手続も取られている。

⑧国民健康保険では、レセプト点検の効果が出ている。

⑨介護予防事業のころばん体操やひらめき体操、認知症総合支援の認知症カフェが実施され、地域で安心して過ごせる活動が図られている。

⑩町単独事業の農林漁業振興支援補助金により、農業者等の施設整備や機械導入の支援が図られている。

⑪鳥獣被害防止対策については、捕獲方法を工夫しながら実績を上げられている。

⑫農道や生活道路などは、補助事業を活用しながら整備が図られている。

⑬いじめの認知件数が上がっているが、早期に原因を発見することにより、いじめの対応対策につながっている。

⑭小中学校の施設整備は利用しやすい工夫が図られ、また、池之原小学校においては正門側のフェンスを2メートル高に取り替えるなど安全対策を講じ、学校環境の整備が図られている。

⑮学校給食の食材調達は、町内産、県内産を積極的に活用し、食育活動も推進され

ている。

2. 特に指摘の政策的提案について

①振興会未加入世帯が振興会に加入し、地域連携を深め、防災意識の向上や地域活性化、地域環境衛生の維持・保全が進むように、振興会加入率が向上するための対策に努められたい。

②耐用年数30年を経過している志布志石油備蓄基地については、安全性の対策など、引き続き国への積極的な働きかけに努められたい。

③再任用職員の人事配置は、今後とも職員がこれまで培ってきたノウハウや資質が生かされるように適材適所に配慮されたい。

④関東、関西東くしら会への金銭的・人的支援を継続されたい。

⑤ドームハウスをはじめ、町の観光資源を最大限に活用できるよう努められたい。

⑥柏原地区振興対策などをはじめ、町の施設を建設するときは、計画・立案にも住民の声を反映させる仕組みづくりに努められたい。

⑦耕作地内への空き缶・空き瓶の不法投棄を撲滅させる方策を図られたい。

⑧徴収の専門員を配置し、徴収の強化を図るためにも滞納処分を積極的に進め、不納欠損の縮減を図り、税の公平性に努められたい。

⑨松林内のマツケムシ対策は、引き続き適期に防除を行うよう対策強化を図られたい。

⑩農業委員会においては、水土里サークル事業との連携を図りながら、耕作放棄地の発生防止と解消に継続的に努められたい。特に、川東南部と松林周辺の耕作放棄地の対策を強化されたい。

⑪I・Uターンの受入れ体制を確立し、新規就農者や農業後継者の育成に努められたい。

⑫児童生徒の個性を伸ばす指導を工夫しながら、学力・体力向上について、継続的な対策を講じられたい。

⑬総合的な学習の時間や文化祭などで、芸術活動を行っている町出身者や町にゆかりのある人の活用を図られたい。

⑭町民の文化的・スポーツ的活動を推進するためにイベントや各種事業団体への支援を充実されたい。

以上です。よろしく御審議願います。

議 長（田之畑）

ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

## 会 議 の 経 過

これから各件ごとに討論、採決を行います。

まず、認定第1号 令和5年度東串良町一般会計歳入歳出決算認定について、これから討論を行います。

討論はありませんか。

4番 瀬戸山議員。

### 4 番 (瀬戸山)

これは先週のことでしたけど、建設課の方々が一生懸命やってくださっているのになかなか言いにくいことなんですけど、このやり方について、そしてその結果のことについて話をしますけど、さっき言った農道2号について、私が調査依頼をしていくことになりました。そしてもう端的に結果論から言いますけど、ろくすっぽ調査もしないで帰ってきた議会です。いつものことです。こういう調査のやり方をもってして、何で決算審査報告書ができるんだと思っています。そしてこの農道2号に関しても物すごい問題があるのに、それも全然審理もされておられません。

以上をもって反対いたします。

### 議 長 (田之畑)

次に、認定に賛成者の発言を許します。

ありませんか。

2番 小川議員。

### 2 番 (小 川)

今回委員会のほうで現地調査した箇所については、令和5年度の予算で各執行部のほうから上げられた場所を調査させていただきました。現地のほうを確認させていただいた際に、予算のほうはしっかりと使われていたということで、この報告書に上がったということです。

そのため、今回の報告書については、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

### 議 長 (田之畑)

ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

### 議 長 (田之畑)

これで討論を終わります。

これから、認定第1号 令和5年度東串良町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

## 会 議 の 経 過

委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長 (田之畑)

起立多数です。

したがって、本件は認定することに決定しました。

次に、認定第2号 令和5年度東串良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから、認定第2号 令和5年度東串良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長 (田之畑)

起立多数です。

したがって、本件は認定することに決定しました。

次に、認定第3号 令和5年度東串良町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計歳入歳出決算認定について、これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから、認定第3号 令和5年度東串良町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

## 会 議 の 経 過

(賛成者起立)

議長(田之畑)

起立多数です。

したがって、本件は認定することに決定しました。

次に、認定第4号 令和5年度東串良町介護保険事業(サービス事業勘定)特別会計歳入歳出決算認定について、これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(田之畑)

討論なしと認めます。

これから、認定第4号 令和5年度東串良町介護保険事業(サービス事業勘定)特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(田之畑)

起立多数です。

したがって、本件は認定することに決定しました。

次に、認定第5号 令和5年度東串良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(田之畑)

討論なしと認めます。

これから、認定第5号 令和5年度東串良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

## 会 議 の 経 過

(賛成者起立)

議 長 (田之畑)

起立多数です。

したがって、本件は認定することに決定しました。

次に、認定第6号 令和5年度東串良町水道事業会計歳入歳出決算認定について、これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから、認定第6号 令和5年度東串良町水道事業会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長 (田之畑)

起立多数です。

したがって、本件は認定することに決定しました。

~~~~~

◆ 日程第12 常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件

議 長 (田之畑)

日程第12 常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件を議題とします。

各委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、配付した所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

## 会 議 の 経 過

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

~~~~~  
◆ 日程第13 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

議 長（田之畑）

日程第13 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

各委員長から会議規則第75条の規定により、配付した本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項及び議長の諮問に係る事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

~~~~~  
議 長（田之畑）

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和6年第3回東串良町議会定例会を閉会します。

閉 会 午前10時00分